

平成20年第3回竜王町議会定例会（第4号）

平成20年9月26日

午後2時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（4日目）

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | 発委第1号 | 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 | 議第66号 | 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議第67号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 4 | 議第68号 | 竜王町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 議第69号 | 竜王町公平委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議第70号 | 竜王町固定資産評価員の選任について |
| 日程第 7 | | 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 8 | 議第50号 | 竜王町税条例の一部を改正する条例
(教育民生常任委員会委員長報告) |
| 日程第 9 | 議第51号 | 平成20年度竜王町一般会計補正予算(第3号)
(総務産業建設常任委員会委員長報告) |
| 日程第10 | 議第52号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)
補正予算(第1号)
(教育民生常任委員会委員長報告) |
| 日程第11 | 議第53号 | 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
補正予算(第1号)
(教育民生常任委員会委員長報告) |
| 日程第12 | 議第57号 | 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算(第1号)
(総務産業建設常任委員会委員長報告) |
| 日程第13 | 議第58号 | 平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算第1特別委員会委員長報告) |
| 日程第14 | 議第59号 | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)
歳入歳出決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告) |
| 日程第15 | 議第60号 | 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
歳入歳出決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告) |

- 日程第16 議第61号 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告)
- 日程第17 議第62号 平成19年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告)
- 日程第18 議第63号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告)
- 日程第19 議第64号 平成19年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告)
- 日程第20 議第65号 平成19年度竜王町水道事業会計決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告)
- 日程第21 請第1号 肥料・飼料等価格高騰に関する請願書
(総務産業建設常任委員会委員長報告)
- 日程第22 請第2号 地方分権改革推進委員会における「国の地方支分部局の見直し」に関する請願
(総務産業建設常任委員会委員長報告)
- 日程第23 意見書第2号 肥料・飼料等価格高騰に関する意見書
- 日程第24 意見書第3号 地方分権改革推進委員会における「国の地方支分部局の見直し」に関する意見書
- 日程第25 意見書第4号 「事故米」の食用転用事件の徹底究明とミニマムアクセス米の輸入見直しを求める意見書
- 日程第26 意見書第5号 投機マネーの規制と農業者、中小業者への直接補てん等を求める意見書
- 日程第27 議会広報特別委員会委員長報告
- 日程第28 合併調査特別委員会委員長報告
- 日程第29 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告

- 日程第 3 0 所管事務調査報告
 (議会運営委員会委員長報告)
 (総務産業建設常任委員会委員長報告)
 (教育民生常任委員会委員長報告)
- 日程第 3 1 議員派遣について

2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	代表監査委員	小林徳男
副町長	青木進	教育長	岩井實成
会計管理者	布施九藏	総務政策主監	小西久次
住民福祉主監	北川治郎	産業建設主監兼農業委員会事務局長	川部治夫
総務課長	赤佐九彦	生活安全課長	福山忠雄
住民税務課長	山添登代一	福祉課長	松瀬徳之助
建設水道課長	田中秀樹	教育次長	松浦つや子
学務課長	木村公信	生涯学習課長	竹内健

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	村井耕一	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後2時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成20年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、去る9月24日の一般質問で岡山富男議員の「今後の防災対策について」の再質問にかかる回答について、福山生活安全課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 岡山議員さんからいただきましたご質問のなかで、今後の防災対策の関係で、防災備蓄資機材の数量のうち飲料水用袋についての備蓄数につきまして、回答させていただきます。

備蓄数につきましては600袋備蓄しております、今現在は約200袋の在庫ということで、400ほどを先日の給水活動に出させていただきました。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次に、若井敏子議員の「町長の所信を伺います」の再質問にかかる回答について、竹山町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 去る9月24日、一般質問において若井敏子議員さんよりご質問をいただきました「町長の所信について」の中で、後ほど回答させていただきますとお答えしたことについて、発言をさせていただきます。

議員さんから再質問において、財政破綻度指数等181.04についてご質問をいただきましたが、そのことについて、今思い返しますと平成16年12月、前町長が開催されましたまちづくり懇談会の時に質問をさせていただいたものだと思います。

その時点において私なりに知り得た情報の中で、当時、町の借金が他の自治体と比較して増加し、その返済に時間がかかるような認識をいたしておりましたので質問をさせていただきましたが、お答えは頂戴できなかったと記憶いたしております。

その後4年弱経過しまして、質問した時の文言・数字等明確に記憶いたしておりませんので、議員さんの意に添えるお答えができませんので、ご理解を賜りますようお願いを申しあげます。なお、行政の判断指標に「財政破綻度指数」という言葉はないことを付け加えさせていただきますとともに、不明な点はお許しを

いただきたいと存じます。以上、簡単でございますが、お答えといたします。

○議長（寺島健一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 発委第 1 号 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則**

○議長（寺島健一） 日程第 1 発委第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。1 番、岡山富男議員。

○議会運営委員長（岡山富男） 発委第 1 号、竜王町議会会議規則の一部を改正する規則。

平成 20 年 9 月 26 日提出

提出者 竜王町議会議会運営委員会

委員長 岡山富男

**竜王町議会会議規則の一部を改正する規則**

竜王町議会会議規則（昭和 62 年竜王町議会規則第 1 号）の一部を、次のように改正する。

第 119 条第 1 項本文中「第 100 条第 1 2 項」を「第 100 条第 1 3 項」に改める。

付則 この規則は公布の日から施行する。

竜王町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を行います。

去る 6 月 18 日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律において、法第 100 条に 1 項が新設されたことに伴い、議会規則の第 119 条に項ずれが生じたため、同規則第 119 条第 1 項の規定を改正するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺島健一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 1 発委第 1 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第1 発委第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第66号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第2 議第66号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第66号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第66号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、平成19年5月25日に公布されました株式会社日本政策金融公庫法および株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、国民生活金融公庫・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫および国際協力銀行を解散し、それらを統合した新たな政策金融機関として「株式会社日本政策金融公庫」を設立するとともに、国民生活金融公庫等の根拠整備・用語整備等がなされ、本年10月1日から施行されますので、本条例中の「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改正するものでございます。

以上、議第66号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、よろしくご審議賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第66号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第2 議第66号は、原案

のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第 6 7 号 工事請負契約の締結について**

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 6 7 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第 6 7 号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 6 7 号、工事請負契約の締結につきましては、公共下水道竜王北第 8 8（汚水幹線—6）工区工事請負契約の締結でございます。去る 9 月 22 日に指名競争入札を執行いたしましたところ、滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上 3 2 7 6 番地株式会社ヤマタケ創建 代表取締役 竹井信好に金額 3,769 万 5,000 円で落札いたしましたので、これが請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議決をお願いするものでございます。

参考までに、工事の内容は、竜王町大字薬師地先にて実施いたします下水道管路布設工事でございます。工期につきましては、平成 20 年 9 月 26 日着手、平成 21 年 2 月 27 日完成でございます。

以上、議第 6 7 号につきまして提案理由を申し上げますところでございますが、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 3 議第 6 7 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第 3 議第 6 7 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第 4 議第 68号 竜王町教育委員会委員の任命について

○議長（寺島健一） 日程第4 議第68号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第68号につきまして、提案を申し上げます。

議第68号、竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

竜王町教育委員会委員としてご尽力いただきました前田勇氏は、平成20年9月30日をもって任期が満了いたします。つきましては、後任として今井安徳氏を竜王町教育委員会委員に任命いたしたく、提案申し上げますのでございます。

（個人情報保護の為、一部秘匿）

ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、平成20年10月1日から向こう4年間でございます。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。日程第4 議第68号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第4 議第68号を原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 5 議第 69号 竜王町公平委員会委員の選任について**

○議長（寺島健一） 日程第5 議第69号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第69号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第69号、竜王町公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員としてご尽力をいただいております西田治昭氏は、平成20年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き西田治昭氏を選任いたしたく、提案申し上げるものであります。（個人情報保護の為、一部秘匿）

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。日程第5 議第69号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって日程第5 議第69号を原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議第70号 竜王町固定資産評価員の選任について

○議長（寺島健一） 日程第6 議第70号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第70号につきまして、提案理由を申し上げます。議第70号、竜王町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員は、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、町長が行う価格の決定を補助するため、町には固定資産評価員を置くこととなっております。

ります。固定資産税の課税は、固定資産を評価し、その適正な時価を求めることになることから、大変困難な仕事で相当高度な専門知識を必要とするわけであり
ます。

評価につきましては、ご承知のとおり、固定資産評価補助員の方々により適正な評価をしていただいているところであり、これに基づきまして固定資産評価員が評価調書を作成し、町長に提出することになっております。こうした事務処理をスムーズに行うため、本町では、従来から副町長がその職にあたっておりましたことから、今回、青木進氏を固定資産評価員として選任いたしたく、ご提案申し上げますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、固定資産の評価という特殊な性格から、できる限り同一人によって、その経験を生かしまして、均衡のとれた適正な評価を行う必要があることから、任期の定めはございません。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。日程第6 議第70号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第6 議第70号を原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 7 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

**○議長（寺島健一）** 日程第7、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、ご承知のとおり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者を法務大臣に推薦させていただくことについて、議会のご意見を求めるものでございます。

現在、人権擁護委員としてご尽力いただいております森儀隆氏は、本年12月

31日をもって任期満了となりますが、引き続き森儀隆氏を推薦いたしたく提案  
申し上げるものでございます。（個人情報保護の為、一部秘匿）

ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきまして質疑がありましたら、発言願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の候補者として森義隆氏を推薦することにつ  
いて、適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の候補者として  
森義隆氏を推薦することについて、適任者と認めることに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 8 議第 50号 竜王町税条例の一部を改正する条例
（教育民生常任委員会委員長報告）**

○議長（寺島健一） 日程第 8 議第 50号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経
過と結果を委員長より報告を求めます。6番、圖司議員。

○教育民生常任委員会委員長（圖司重夫） 議第 50号、教育民生常任委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 圖司 重夫

去る9月10日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第50
号、竜王町税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告しま
す。

本委員会は、9月11日午前9時より第一委員会室において委員全員出席のも
と会議を開き、竹山町長、北川住民福祉主監、山添住民税務課長の出席を求め、
説明を受け審査いたしました。

議第50号、竜王町税条例の一部を改正する条例は、寄附金税制の拡充、金融・

証券税制の見直し、公的年金からの特別徴収制度の導入が主なもので、寄附金税制の拡充については、地方公共団体が都会に転出した人に対して、それまで負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みをつくりたいという意見や、「ふるさと」に対して貢献または応援したいという納税者の意見を踏まえた、いわゆる「ふるさと納税」の導入であります。

また、公的年金からの特別徴収制度については、その対象者は個人町民税の納税義務者であり、前年度中の初日において老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方が対象となり、老齢基礎年金等の年額が18万円未満の方、該当年度の初日の属する年の1月1日以降竜王町に住所を有しない方は、対象外となります。

資料として、「地方公共団体に対する寄附金制度の見直し（案）」が提示され、説明を受けました。

委員会での主な質疑応答は、問 「ふるさと納税」について、竜王町をPRしていく計画はあるのか。答 今後、検討します。

問 公的年金から差し引かれるものは何か。答 介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税・住民税です。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第50号、竜王町税条例の一部を改正する条例に、反対の討論をします。

この条例改正は、参議院総務委員会での審議中に、いわゆるみなし否決とされて衆議院で再議決されて成立したという上位法に基づく竜王町の条例改正であります。その1つの寄附金税制の拡充については反対するものではありませんけれども、意見を述べます。

長野県に泰阜村という村があります。ふるさとおもいやり基金というのを平成16年から実施していて、既に2,400万円以上の寄附が寄せられています。

泰阜村の基金条例には、このように書かれています。

泰阜村は、明治8年、行政村として誕生以来、耕地の少ない山村で貧困と戦いながら、先人の努力で自然豊かな郷土を守ってきた。厳しい自然環境の中で醸成された村民の自主自立の精神により、これからも不断の努力を重ね、個性ある山村として発展していくことを目標とする。その実現のためにも、また、これからの新しい時代に対応し、活力ある郷土を創造するためにも、村民はもとより泰阜村を愛する人々による寄附を通じた新たな住民参加型の地方自治を構築する。これからは、寄附者も村民と協働して、心のふるさと「泰阜」の自治の担い手として積極的に村づくりに参加できるよう、ここに「泰阜村ふるさと思いやり基金条例」を制定する。

こんなふうには書かれています。私はこの泰阜村の考えに大いに賛成をしているところです。今回の条例改正には、多少なりとも泰阜に通ずるものがあるとは言え、根本的にはこの寄附金税制の拡充は、2004年に2.9兆円もの地方交付税を削減して以来、地方の経済や財政が痛み続けられているという、この状況の中で国から提案されているものです。地方間の税の格差是正という、地方交付税本来の機能回復が図られなければならないということを申し述べなければなりません。

国が地方交付税の役割を正さず、ふるさと納税を奨励する態度には賛同できず、国には地方への税配分をすべしと意見を述べておきます。

次に、公的年金から個人住民税を天引きすることの条例改正ですけれども、自治体の徴収業務を社会保険庁が代行するという、この制度ですが、既に年金からは所得税と介護保険料の天引きがされています。その上、今度は個人住民税も天引きするというのです。これは許し難い、改正ではなく改悪です。税金を徴収するのに、問答無用と言っているのと同じです。納税は義務ではありますが、主権者には権利もあります。権利を認めないこの改正には、反対です。

以上、2つの理由から、この竜王町税条例の一部を改正する条例には、反対の討論をしておきます。以上です。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第8 議第50号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第8 議第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 議第51号 平成20年度竜王町一般会計補正予算（第3号）**

**（総務産業建設常任委員会委員長報告）**

○議長（寺島健一） 日程第9 議第51号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。4番、山田議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（山田義明） 議第51号、総務産業建設常任委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 山田 義明

去る9月10日の本会議において本委員会の審査の付託を受けました議第51号、平成20年度竜王町一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

9月12日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、小西総務政策主監、川部産業建設主監、赤佐総務課長、山添住民税務課長他担当者の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

平成20年度竜王町一般会計補正予算（第3号）は、補正予算（第2号）までの歳入歳出予算総額に2億2,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ52億900万円に改めるものです。

歳入補正予算の主なものは、前年度繰越金1億809万4,000円、地域介護・福祉空間整備交付金9,900万円、県民税徴収事務取扱交付金802万7,000円、琵琶湖総合保全市町交付金300万円、近江の園芸特産チャレンジャー事業県補助金1302,000円。

歳出補正予算の主なものは、介護予防拠点施設整備工事1億2,000万円、介護予防拠点施設初動備品2,150万円、町税過年度過納還付金2,800万円、善光寺川河川環境美化事業費319万4,000円、武道交流会館地質・土質調査業務委託料267万8,000円、武道交流会館建築工事設計業務委託料185万円、近江の園芸特産振興対策事業補助金179万1,000円。

委員からの主な質疑応答と意見は、問 町税過年度過納還付金の対象者と期限

までに申告された方の人数は。答 433名の対象者のうち、期限までには311名が申告されました。

問 近江の園芸特産振興対策事業はどのような事業ですか。答 道の駅やアグリパーク出荷向けに、町内の7戸の農家で竜王町果菜組合を作っていただきました。今年度はそのうち4戸の農家にビニールハウスを建てていただき、その3分1を、県の近江の園芸特産チャレンジャー事業補助金を活用するものです。

意見といたしましては、武道交流会館建設については資材高騰や建築予定地の地盤が脆弱等の悪条件下にあるため、着手前に十分工法等を検討の上、経費が増加しないように取り組んでほしい。厳しい経済状況の今日、今後の補正では、各分野において国の特別交付金等を活用し対応していただきたい。農村女性の家が介護予防拠点施設として改装されるが、今まで利用されていた方々の使用に当たっては不便のないよう配慮されたい。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。以上でございます。

○議長（寺島健一） ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第9 議第51号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第9 議第51号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第52号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

(教育民生常任委員会委員長報告)

○議長（寺島健一） 日程第10 議第52号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。6番、圖司議員。

○教育民生常任委員会委員長（圖司重夫） 議第52号、教育民生常任委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 圖司 重夫

去る9月10日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第52号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月11日午前9時より第一委員会室において委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、北川住民福祉主監、山添住民税務課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第52号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ740万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,240万6,000円に改めるものです。

補正予算の主な内容は、歳入では繰越金が735万4,000円、前期高齢者の一部負担金の凍結に伴う療養費支給分の補てん収入5万2,000円です。

歳出の主なものは、額の決定により後期高齢者支援金が345万6,000円、老人保健医療費拠出金が161万5,000円、過年度過納還付金が120万円です。

委員会での主な質疑応答は、問 老人保健医療費拠出金が161万5,000円となっているがなぜか。答 事業は終了していますが、前年の実績に応じて補正しています。平成21年3月に確定した時点で清算の予定です。

以上 慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第10 議第52号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第10 議第52号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第53号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）**  
**（教育民生常任委員会委員長報告）**

○議長（寺島健一） 日程第11 議第53号を議題といたします。

本案は、教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。6番、圖司議員。

○教育民生常任委員会委員長（圖司重夫） 議第53号、教育民生常任委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 圖司 重夫

去る9月10日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第53号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月11日午前9時より第一委員会室において委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、北川住民福祉主監、山添住民税務課長の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

議第53号、平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）医科は、既決予算に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,750万円に改めるものです。

補正予算の内容は、歳入では繰越金の増額で、歳出においては平成20年4月1日付の職員の人事異動に伴う人件費の調整にかかる一般管理費の増額です。

以上 慎重審査の結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（寺島健一） ただいま教育民生常任委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第11 議第53号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第11 議第53号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議第57号 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）

（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（寺島健一） 日程第12 議第57号を議題といたします。

本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。4番、山田議員。

○総務産業建設委員会委員長（山田義明） 議第57号、総務産業建設常任委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 山田 義明

去る9月10日の本会議において本委員会の審査の付託を受けました議第57号、平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

9月12日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、小西総務政策主監、赤佐総務課長他担当者出席を求め、説明を受け審査いたしました。

平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）は、歳出予算についての組み替えと、第4条で定めた資本的支出を276万円の増額を行うものである。

補正予算の内容としては、収益的支出では、薬品費235万円の減額、綾戸水源地撤去に伴う固定資産除去費を235万円の増額。また、資本的支出では、改良事業費として薬師配水管布設替測量設計に伴う委託料261万円の増額、固定資産購入費での備品購入で、工具器具及び備品15万円の増額です。

慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告

いたします。

○議長（寺島健一） ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第12 議第57号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第12 議第57号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 議第58号 平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について  
(決算第1特別委員会委員長報告)**

○議長（寺島健一） 日程第13 議第58号を議題といたします。

本案は、決算第1特別委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。6番、圖司議員。

○決算第1特別委員会委員長（圖司重夫） 議第58号、決算第1特別委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 圖司 重夫

決算第1特別委員会の審査報告をいたします。

去る9月10日の本会議におきまして決算第1特別委員会に審査の付託を受けました、議第58号、平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は去る9月17日・18日の両日、午前9時より第一委員会室において委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長、関係各主監、課長等の出席を求め、説明を受け審査をいたしました。

平成19年度は、竜王町行政改革集中改革プランに則った改革を確実に推進し、歳入の確保、歳出の抑制はもちろんのこと、県の動向を注視し、竜王町の将来に

とって今、真に必要な施策は何かという視点に立って優先度や緊急度を厳しく見極め、引き続き自主的・主体的な事務事業の点検や見直しを徹底して行い、選択と集中、予算配分の重点化と効率化を図り、町の今日的課題である「都市核づくり」、「若者定住」、「インターチェンジの活用」を3つの柱としたまちづくりを重点施策として、その実現に鋭意取り組んだとの説明を受けました。

平成19年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が59億1,161万2,061円で、歳出総額が55億4,193万7,869円となり、歳入歳出差引額は3億6,967万4,192円であります。

このうち平成20年度に繰り越した事業に要する財源346万4,000円を差し引くと、実質収支額は3億6,621万192円の黒字となります。ここから平成18年度の実質収支額を差し引くと、単年度収支額は1億267万4,191円の黒字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金4億9,878万9,531円と同基金からの取り崩し額2億7,300万円を調整すると、実質単年度収支額は3億2,846万3,722円の黒字決算となっております。

平成19年度の主な事業は、自ら考え自ら行うまちづくり事業1,016万円、農村総合整備事業（広域圏域型）9,370万8,000円、集落営農ステップアップ実践事業補助金985万2,000円、山之上農林公園施設整備事業（用地取得事業）6,688万5,000円、町単独道路改良工事1,584万8,000円、防火水槽設置工事655万4,000円、竜王中学校施設整備事業（大規模改造事業）8,989万5,000円、竜王中学校第二体育館解体事業2,598万7,000円、図書館図書整備事業515万9,000円、給食センター配膳車購入事業512万4,000円等であります。

審査は、各担当課より収入済額・支出済額それぞれの用途について説明を受けました。

委員会での主な質疑応答は、問 臨時職員費が平成16年度以降、年々増加しているのはなぜか。答 主に専門職部門で増加しております。臨時職員採用も限界にきていると感じており、ある程度正職員がするのが本来ではないかと考えます。

問 平成19年度末の町税の収入未済額が増加しており、個人町民税の現年課税分で収入未済額が約1,890万円あるが、なぜ多いのか。答 国からの税源移譲により税率の変更もあり、収入未済額が増となりました。個人町民税収納率

は、過年度分含めて97.2%です。

問 竜王町社会福祉協議会の経営はどうなっているのか。答 昨年11月に竜王町社会福祉協議会より経営改善計画が提出されました。ふれあいプラザの利用者増加への努力、障害者福祉サービスについても利用者拡大を図り、子育て支援について今後検討していただきます。

問 国営日野川地区土地改良事業負担金のうち、竜王町負担分は約8,800万円であるが、この償還はいつ終了するのか。答 本来は平成23年度で償還終了の予定でしたが、県の財政事情で平成25年度までの償還となりました。

意見として、平成19年度末の町税の収入未済額が合計1億646万円と、前年度に引き続き大幅に増加しているが、特に個人町民税の収入未済額が大幅に増加しているため、その減少に向けて努力されたい。また、各種滞納金についても回収に向けて努力されたい。義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の減少に努力されたい。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で認定すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま決算第1特別委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第58号、平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論をします。

平成19年度の当初予算の審議は、安倍内閣の時でした。成長なくして財政再建なしと言って、史上空前の利益をあげている大企業に対しては、減価償却制度の見直しや証券優遇制度の1年延長などで減税をばらまき、一方、定率減税の廃止や生活保護費の削減など、国民に対する負担増・給付切り下げは引き続き進める、そんな政治が進められました。この1年で格差と貧困はさらに加速されたと言えます。

これらは直に地方政治への攻撃となって、住民福祉の機関という地方自治の存在意義さえ否定しかねないものとなり、住民との矛盾も広げています。今、国の悪政から住民を守るべき地方自治体の役割がますます強くなっており、当面合併

せずにまちづくりを進めようとしている竜王町が、どのような立場で町民の暮らしを守れるかが問われます。

町長は一般質問の答弁で、竜王町は自律のまちづくりを止めてしまったのかと、「自律」という言葉を聞かなくなると発言されましたが、集中改革プランは自律推進計画であることを当然のこととして理解していただきたいものです。

決算審議の際いくつかの点を指摘しましたが、改めて確認しておきたいと思います。まず1つ目は、弱者にどのような配慮がされたかです。介護保険や国民健康保険など保険料負担が増える中、医療費やサービス料の負担も重なり、大変厳しい状況です。税等の未収が取り上げられ問題になりましたが、ただ未払いは許せんという立場でなく、一人ひとりの状況が町として掌に乗る状況をつくること、訪問は「こんにちは、税の集金に来ました」ということではなくて、「お元気ですか。体調はいかがですか。暮らしや健康でお困りのことはないですか」という御用聞きで訪問を重ねる中で、一人ひとりの町民とのつながり、町が皆さんを支えている、自分たちは支えられているという双方向の関係の中で、税の未納についても納得して払っていただけたらと思うのです。納税義務とか財産調査で差し押さえなどという前に、一人ひとりの町民さんを掌に乗せて支え合う関係をつくっていただきたいと思うのです。場合によっては、一人の職員が一人の未納者を担当することも必要かと思えます。一般質問の中で町長さんに、「ぬくもりのある施策を」との公約に関して答弁を期待しましたが、いただけませんでした。こういう取り組みが、ぬくもりのある町民本位の取り組みではないかと思えます。

2つ目には、予算の使われ方です。職員研修には時間的にもお金的にもいろいろな取り組みをしていただいています。職員の研修目的で一部運動団体の詩誌を購入されていますが、もう無駄ではないでしょうか。何人の人がどれだけ読んでいるのかを調査して、この支出を削減を求めます。いつまでも運動団体を助成していくことにどれだけの意味があるのか、疑問だと考えます。

人権啓発基本方針検討事業も、2年にわたって検討された結果は、1冊の本にまとめられました。いまだに何ら説明がされていませんけれども、この検討事業から何を学び、今後何を活かすのかが明確ではありません。

次に、町の広報関係を新聞折り込みにした問題については、区長さんからの申し出もありと当初おっしゃいましたが、その際、区長さんがだめなら新聞折り込みにと、短絡的に決まったのではないかと、その経過が私は問題だと思うのです。

例えば、「皆さんはどう思いますか」と町民に投げかける、ご意見を寄せても

らう、町として困っていることはまず住民に相談する、この姿勢がこれからのまちづくりには大変大事なことだと思います。定着したからいいというのではなく、なお一層みんなで議論する、ご意見をいただく、なんでもそうですが、これでいいとするのではなく、もっとよりよい方法はないかと投げかけながら、改善する姿勢をお持ちいただきたいものです。

臨時職員の問題についても指摘しておきました。国の構造改革から町がつくった集中改革プランの職員の定数削減計画のもとで臨時職員が増やされています。保育園や幼稚園では、正規職員より臨時職員の数が多く、子どもの安全・安心に責任を持つ上でも、職員の待遇の上でも問題があると考えます。今回の定例議会では、非常勤職員の問題が何度も指摘されました。私は、単に数の多い少ないの問題ではないと思っています。臨時や嘱託の職員が正職員より人数的に多いからだめなんだという議論をするつもりはありません。それは、1か月何時間しか勤務しない特別な資格を持った職員も現実にはおられるわけで、数ではなく中身だと思っています。必要な任務がきちんとできる人なのか、そしてその仕事に見合った正職員と比較して差がないような雇用条件になっているか、その中身を精査する必要があると考えています。この点では、人事院から非常勤職員の給与のガイドライン案を示していますので、これに添って改善されるよう求めます。町長は、竜王が模範になるということを何度も言われます。非正規職員の処遇については、どこよりも手厚いまちという模範をお示しいただきたいと思います。

今回、地域振興事業団から当初の指定管理料の返還を受けました。担当主監は納得できないようなお話を決算説明でされていましたが、私はこのことは大変重要な問題で、指定管理者の認定更新に向けて検討しておく必要があると思っています。

そもそも町の管理を切り離すことで、お荷物をおろす施策が指定管理者制度とされているのですが、今回は正規職員の産休による休暇に伴う非正規雇用とか、例年になく利用の増大で収入がアップしたためとの説明でありましたが、民間にお任せしてこんなことができるのかと言えば、否であります。

地域振興事業団は、職員の人事交流で町から事業団に派遣された職員が各施設の職員と一緒にいろいろの改ざん・改革をされ、昨年度はそれが功をそうしたと言われる方があります。道の駅では利益があがったから、儲かったからと法人税を払いました。それは当然のことではありますが、町が出資している会社なので、例えば生産組合に補助をするとか、利益率を上げるとか、利用者や町民



に還元できる節税策を考えることができなかつたのかと思うところです。

事業団と道の駅、同じ町出資の指定管理者ですが、違いが大きいのではないかと思うのです。このことについては、教訓をくみ出し、来年度の更新にしっかり反映させていただきたいものです。

最後は、たばこ販売業者に対する企業誘致条例との関係について述べます。税金をたくさん竜王町に入れてくれるから奨励金を出すというのは、税の割引であり税の公平を欠くもので、反対です。また、そもそも事業者がどこに事務所を構えているのか、何人の雇用があるのか、公益性がある事業所だから地方自治法上、町が奨励金を給付する、補助することに問題はないとの説明を受けているけれども、そうなのか。改めて考えたいと思います。

いったいどれだけの雇用があるのか。答えは、たばこ自動販売機の入れ替えをさせていただいている非正規の1名だけ。と言いますと、いやいや、たくさんの税を納めてもらっているのだから、そのことだけでも公益性があるのだと言われます。納める税が多いから公益的事業と言うのなら、私たち納める税の少ない町民は、公益的ではないのかと言いたくなります。税は、儲けに応じて払うもの、それが税の公平であり、事業者には税負担は当然の責務なのでありませんか。

もう1つ、竜王町に事業所を置いていることについての判断に、私は疑義があると申し上げてまいりました。そもそもたばこ事業法や製造たばこ小売販売業許可等取扱要項を注意深く読みますと、自動販売機単独では営業所とは認められず、店舗に併設されていることが必要ですから、近畿財務局から営業許可が出ていると説明されていますが、どのような申請がされて許可が出ているのか、精査する必要があります。つまり、ドラゴンちゃんを業者の店舗として申請しているのではないかと考えます。とするなら、申請は誰が許可したのかということになります。

もう1つの問題は、自動販売機1台で1日1万箱のたばこを売ることはできませんから、実際の売買ではなく書類ひとつで竜王町で売買があったように見せかけているわけですから、業者の架空の取引を町が承認しているという問題です。

また、雇用については何度も問題にしていますが、アルバイトの女性1人では何の説得力もなく、何年経っても雇用が増えないのに、公益性、公益性とするのはまやかしの何物でもない指摘しておきます。

よく、こんなに税金があるのに何を文句言っているのかと言われる方がいます。しかし、たばこ業者は本来、売り上げたたばこに対して法律に基づいて税を

納めるのは当然で、自治体の条例で税の還元を受けられるところを探して、それに乗ってきた自治体に営業所らしきものをつくるという手法は、町と業者の癒着と言われても仕方がないのではないのでしょうか。竜王は、地方交付税が交付されない団体ですが、細かい計算はあるにしても、基準財政需要額に対して基準財政収入額が少なかったら交付税は交付されます。ところが、たばこ業者に払っている6,500万円の奨励金は、基準財政需要額にはカウントされていませんから、税収はそのまま収入になっていて、いわば国が6,500万円の支出を交付税計算の中では必要な支出と認めていないわけです。ここまで話をすれば、関係者は胸が痛くなってくるのではないのでしょうか。胸の痛みがガンにならないうちに、しっかり治療されるよう求めます。

今日、町民の生活は大変厳しいものがあります。昨年から住民税が増税され、定率減税が廃止され、また、それに伴う国保税等の増税、加えて企業実績が上がらないことなどから給料は伸びない。年金からは何もかも引かれて手取りは少なくなる。税は払いたくても払えないという実情がたくさん町民の皆さんの中にあり、町民の皆さんの悲鳴が私のもとに届いています。

こんな時に、一部の事業者には6,500万円の税金を奨励金として還元し、結果的には税金を免除する制度をつくり、既に平成16年度は1億5,000万円、以後、17・18年と5,000万円、19年は6,500万円、合わせて3億1,500万円も税金をまけてやっているわけであります。毎回ですが、この税の割引には同意できません。

以上、反対討論とします。これらについては、来年度に反映させていただきますようお願いしておきます。なお、昨年決算についての意見としてお願いしておきましたことにつきましても、今回改善していただいたことについてはお礼を申し上げたいと思います。今後もひとつ、町政の中で私の意見も取り上げて実行していただきますようお願いを申しあげて、反対討論とします。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。8番、蔵口議員。

○8番（蔵口嘉寿男） 私は、議案第58号、平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成19年度一般会計の決算の歳入では、個人町民税が税源移譲および定率減税の廃止ならびに法人町民税・固定資産税が特定企業の業績の好調によるなど、町税合計で前年度に比べ9億442万7,000円の増加を見ました。このため、自主財源が前年度比で8億3,942万円2,000円の増で、率にして21%の

増となり、平成19年度歳入全体では81.9%を占める結果となりました。

歳入財源が大きく増加したことから、歳出においては農村整備事業、山之上農林公園の用地取得事業、竜王中学校の大規模改造事業など、多くの事業を着実に進めていただいたと強く感じました。

決算状況は事務事業の点検と見直し、予算配分の重点化などによる執行努力によりまして、3億6,621万192円の実質黒字となりました。また、財政調整基金2億2,579万円、教育厚生施設等整備基金2億13万6,000円、減債基金5,034万5,000円、土地開発基金6,919万3,000円等積み上げるなど、将来や予期せぬ事態に備えた基金残高が増加した好結果となりました。

国の指導により、平成19年度決算から公表することになった財政の健全化比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率とも、国の示した指標よりも良好な数値となり、堅調な財政運営であったことが伺えます。

以上のような理由をもちまして、議第58号の決算認定は妥当かつ適正であると判断するものであります。なお、執行部におかれては、公正公平な行政運営ならびに税をはじめとする財源の確保と堅実な財政運営になお一層努力されることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 私も、議第58号、平成19年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成19年度の決算は、竜王町行政改革集中改革プランに則った改革を確実に推進し、歳入の確保、歳出の抑制に努めるとともに、県および周辺市町の動向を見据えた中で、今、竜王町の将来にとって必要な施策は何かを見極め、優先度・緊急度を厳しく精査した中で、引き続き自主的・主体的な事務事業の点検・見直しを徹底して行い、予算配分の重点化と効率化を図られた結果が顕著に表れた決算であると認めます。

平成19年度の一般会計の決算額は、歳入が59億1,161万2,061円、歳出が55億4,193万7,869円となっており、歳入歳出差引額は3億6,967万4,192円となります。平成20年度に繰り越した事業に要する財源346万4,000円を差し引いても、3億6,621万192円の実質黒字となっております。

歳入の構成状況を見ると、自主財源が81.9%であり、うち町税が68.1%

と歳入の大半を占めている状況です。一方、依存財源につきましては、普通地方交付税不交付団体の指定を受け18.1%となっており、主な財源としては県支出金が5.5%、町債が3.9%となっております。

また、歳出の構成比を目的別に見ると、民生費が17.4%、諸支出金が13.5%、公債費が13.0%、教育費が12.5%、農林水産業費が12.0%、総務費が10.4%であり、以下、土木費、衛生費、消防費、商工費、議会費、労働費の順となっております。以上申し述べましたとおり、決算概要、歳入状況および歳出状況を見る中において、妥当かつ適正な決算であると判断するものであります。

最後に、収入額における税目別の構成比では、固定資産税が50.4%、町民税が39.2%と、2税が約9割(89.6%)を占めており、町税収入の基幹となっていることから、町執行部におかれましては、滞納整理および収入未済額の減少にお一層の努力をしていただくことを要望いたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長(寺島健一) ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第13 議第58号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(寺島健一) 起立多数であります。よって、日程第13 議第58号は委員長報告のとおり可決されました。

この際申し上げます。ここで午後3時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時30分

○議長(寺島健一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議第59号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)
歳入歳出決算認定について
(決算第2特別委員会委員長報告)

日程第15 議第60号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
歳入歳出決算認定について

(決算第2特別委員会委員長報告)

日程第16 議第61号 平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

(決算第2特別委員会委員長報告)

日程第17 議第62号 平成19年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

(決算第2特別委員会委員長報告)

日程第18 議第63号 平成19年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(決算第2特別委員会委員長報告)

日程第19 議第64号 平成19年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(決算第2特別委員会委員長報告)

日程第20 議第65号 平成19年度竜王町水道事業会計決算認定について

(決算第2特別委員会委員長報告)

○議長(寺島健一) 日程第14 議第59号から日程第20 議第65号の7議案を一括議題といたします。

本案は決算第2特別委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。7番、貴多議員。

○決算第2特別委員会委員長(貴多正幸) 議第59号～議第65号、決算第2特別委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 貴多 正幸

決算第2特別委員会の審査報告をいたします。

去る9月10日の本会議におきまして決算第2特別委員会に審査の付託を受けました議第59号から議第65号までの平成19年度竜王町特別会計歳入歳出決算認定7議案について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、去る9月16日午前9時より第1委員会室において、委員全員出席のもとに委員会を開催しました。町執行部より副町長、関係主監及び課長等の出席を求め、それぞれ所管する決算について改めて説明を受け審査を行いました。

また、去る9月18日午後3時50分より第2委員会室において、委員全員出席のもとに委員会を開催し、前回に引き続き審査を行いました。

議第59号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、歳入総額が9億4,280万6,551円で前年対比117.1%、歳出総額が8億8,409万817円で前年対比115.4%、歳入歳出差引額は5,871万5,734円となっています。

委員会での主な質疑応答は、次のとおりです。問 出産育児一時金の内容はどうなっているか。答 一子35万円で、13人分の支給となっております。

問 滞納者への保険証の交付はどうなっているのか。答 原則、交付していませんが、文書などで連絡をとり、11世帯の方は来庁され短期被保険者証を交付しました。6世帯の方については、文書が届かず戻ってきました。45世帯の方については、連絡がありません。

議第60号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算については、医科の歳入総額が1億42万2,424円で前年対比111.5%、歳出総額が8,607万3,406円で前年対比103.6%、歳入歳出差引額は1,434万9,018円となっています。歯科は、歳入総額が5,266万206円で前年対比88.2%、歳出総額が4,973万8,015円で前年対比89.6%、歳入歳出差引額は292万2,191円となっています。

委員会での主な質疑応答は、次のとおりです。問 歯科について、外来収入が減っているが、町内に民間の診療所が2カ所できたことと関係があるのか。答 現在まで1カ所しかなかったため、多少の影響はあると思いますが、フッ素洗口による虫歯予防の実施で患者数も減っていると思います。

議第61号、平成19年度竜王町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額が9億4,677万8,413円で前年対比99.3%、歳出総額が9億7,353万1,041円で前年対比102.1%、歳入歳出差引額は2,675万2,628円の赤字となり、翌年度歳入を充当して歳入不足の補填となっています。

委員会での主な質疑応答は、次のとおりです。問 医療支給費負担金とは何か。答 病院などでの診察の結果、針きゅう・マッサージを本人1割負担で受けられるものです。

議第62号、平成19年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額が5,849万1,464円で前年対比98.91%、歳出総額が5,828万485円で前年対比99.51%、歳入歳出差引額は21万979円となっています。

委員会での主な質疑応答は、次のとおりです。問 食材のうちパンの経費が多いが、ご飯の回数は増やせないのか。答 アンケートの結果、週4回なら構わないとの結果も出ていますので、今後については十分検討してまいります。

議第63号、平成19年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額が9億593万3,230円で前年対比118.9%、歳出総額が8億7,045万5,713円で前年対比119.9%、歳入歳出差引額は3,547万7,517円となっています。なお、翌年度繰越財源額が7,318,000円で、実質収支額は28,159,517円となっています。

委員会での主な質疑応答は、次のとおりです。問 松が丘団地内の集中浄化槽との接続が遅れているが、どのようになっているのか。答 現在、地元との協議をしており、年度内に見通しが立つと思います。

議第64号、平成19年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額が5億2,787万9,593円で前年対比106.3%、歳出総額が4億9,545万2,925円で前年対比106.3%、歳入歳出差引額は3,242万6,668円となっています。

委員会での主な質疑応答は、次のとおりです。問 福祉用具のレンタルや購入、また、住宅改修は何件あったか。答 福祉用具のレンタルは、介護給付で890件・予防給付で250件となっており、購入については、介護給付で32件・予防給付で13件となっております。また、住宅改修については、介護給付で26件・予防給付で10件となっております。

議第65号、平成19年度竜王町水道事業会計決算については、基本となる給水戸数が72戸増加して3,639戸となり、給水人口は前年度と変わりなく12,695人となっています。配水量は年間178万4,913 m^3 で、前年度より10万7,129 m^3 増となっており、そのうち県水入水量は174万5,133 m^3 となっています。年間有水量は152万4,583 m^3 、前年比較で4万5,352 m^3 の増となっています。これは、営業用および工業用使用量が増加したものと考えられます。

経営状況においては、収益的収支の収益の総額は3億448万3,088円で、前年度と比較して877万6,751円の増となり、これは、給水量の増による給水収益が増加したこと、および町補助金の増によるものです。

支出面の費用では、営業費用において人事異動に伴う人件費が減少したものの、配水量の増加に伴う県よりの受水費、また、漏水修理による修繕費および路面復

旧費等が増加しています。営業外費用については、企業債利息が減少したものの、不納欠損処理額が増加したことにより、水道事業費全体で2億8,386万338円となり、前年度に比較して315万5,941円増加しています。

この結果、経常利益において2,062万2,750円の黒字となり、前年度に比較して、562万810円の増加となりました。

未収金については、平成20年1月末で2,131万2,627円となっており、前年同期より138万5,692円減少しています。

次に資本的収支では、建設改良工事として岡屋地区配水管布設替工事や薬師地区配水管布設替工事等で改良事業費9,065万3,100円、企業債償還金として3,373万8,999円で、資本的支出総額では1億4,089万4,559円となっています。資本的収入総額では、企業債と下水道工事補償負担金で8,659万1,500円となり、収支不足額5,430万3,059円は、建設改良積立等で補てんされました。

委員会での主な質疑応答は、次のとおりです。問 漏水対策はどのようにしているのか。答 夜間水量が高い場合は漏水の可能性がありますので、注意をしています。

総合意見として、特別会計各事業において滞納など未収金が増加傾向にあるため、今後しっかりとした計画、また目標を持って一層の徴収に努められたい。

以上、慎重審査の結果、議第59号・議第64号・議第65号の3議案については賛成多数で、議第60号から議第63号までの4議案については全員賛成で可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま決算第2特別委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第59号に反対の討論をします。

医療保障のあり方は民主主義の問題だと私自身は考えていまして、命と健康というのは平等であり、これはまた国が責任を持つべきものだという考えを持っております。社会保障としての医療が崩壊するということは、つまり民主主義の土台が崩れるということだと思っているところですけども、この観点から考えま

すと、国が国民の医療費負担を軽減させるために必要な費用負担をすべきだと、基本的な考え方を持っているところであります。

国保の会計に対する国の医療費負担ですけれども、実は1984年に定率の国庫負担が45%から38.5%に削減されています。国保税は全国平均で当時、1人3万9,020円であったものですが、今は7万9,123円に上がっていると言われていています。そのために滞納がどんどん増えていく、こういう悪循環を繰り返しています。

この1984年の国保法の改正ですけれども、それまでは医療費の45%は国が持つというふうになっていたものですが、今までは「医療費の45%」とされていたのですが、この1984年に「医療給付費の50%」に改正しました。45が50になったからいいなということではなくて、医療費と医療給付費の違いがありまして、医療費というのは、患者の自己負担分を含んだ治療にかかった費用の全体なのですけれども、医療給付費とは、治療にかかった費用のうち保険から給付された分だけのことなのです。つまり、国保は患者負担3、保険給付7ですから、医療給付費の50%は医療費の35%ぐらいにしか相当しません。明らかに国庫支出金の削減が行われました。

しかも、これまで国が負担していた事務費の負担金も削減・廃止し、全額自治体負担にしました。保険料軽減負担金についても同様に、国庫負担の少ない保険基盤安定制度に改変されてしまいました。さらに、国保から老人医療に拠出する費用の国庫負担も、連続削減されてきています。

そういう結果、国保の総収入に占める国庫負担金の割合は、1984年の49.8%から2004年には34.5%に落ち込んでいるという、こういう数字があるわけでありまして。

このことは、厚生労働省保健局がまとめている国民健康保険事業年報で示されているものなのですが、定率国庫補助は削減されたけれども、全体としてみれば率は変わっていないという、そういう意見もあります。それは、今日の国保会計の危機の根本を見誤る見方であって、国の負担減少分を財政調整交付金による交付や県などに転嫁しているもので、全国市長会やそういう関係の団体も抜本的な財政措置を講じることを国に強く要望されているところであります。

だからこそ、この定率国庫負担率を段階的に戻していくというのが、私自身の考えている、主張しているところであります。町民の皆さんの命と暮らしを守るために、国の財政支援を求めると同時に、自治体としても打開のための現状分析

を踏まえた独自の施策が必要であると考えます。

国保税の収納率ですけれども、税込全体で前年比約1.1%減となっています。国保税の引き上げが原因しているものと思います。収納率が落ち込み財政が厳しくなるとなると、この傾向が続けばまた、現行税率では採算が合わない、だから国保税を引き上げる、こんなことが繰り返されていくことになると思います。それでは支払い困難な世帯を増大させるだけです。しかも、年間所得が低い世帯が多くを占める国保の会計ですから、均等割ですとか平等割という応益部分を引き上げられたら、低所得の人たちにとっては家計を直撃し、これまで払っていた世帯の人も国保税が払えなくなるという、そんな事態が起こってくるのは当然だと思えます。

また、ペナルティとして保険税の未納の世帯に資格証明書を発行し、保険証を取り上げてもなかなか滞納解決にならないということはもうわかっていることではないかと思うのです。竜王町の場合、45世帯もの未納者からは何の連絡もないと、状況の掌握がされていません。つまり、保険証は渡されていないわけです。県は、払う能力があっても払わない人が資格証明書の発行の対象者だというふうになっているわけですけれども、竜王のこの45世帯はどうなのかもわからないまま、保険証を交付していないということになり、医療機関にかからなければならぬような状況であっても、受診抑制が起こっているかも知れない。こういうふうにと考えると大変大きな問題だと考えるところであります。

決算審査でも述べましたけれども、未納者一人ひとりに温かい対応をされて、相談や見守り等の活動とあわせた心通う温かい収納率向上の取り組みを進められるべきと考えます。以上の問題点を指摘して、議第59号については反対討論をしておきます。

次に、議第60号ですけれども、国民健康保険事業特別会計で施設勘定については賛成の討論をしておきます。

歯科の取り組みについてでありますけれども、近年、歯科医院の倒産とか閉鎖が相次いできております。その原因は予防事業の推進と国民の衛生意識向上によるところも大きくて、患者数の減少と歯科開業医の増加がその原因だというふうに言われています。

竜王町の歯科診療所については、今日まで全国に誇れる数々の事業を進めてこられて、予防に対する取り組みはここ10年で大きな成果をあげられました。今後もこれまで同様の取り組みをいただくとともに、利益を追求せざるを得ない民

間の歯科医院とは違って、町民の歯科予防などに対するよき相談相手としてその役割を果たしていただきたいことを願うところであります。

次に、議第65号、平成19年度竜王町水道事業会計決算認定に反対の立場で討論をします。

決算の審議の中で、竜王町の水道料が高いということで住民から批判があると紹介されていましたが、県下の水道料金を調べてみますと、20㎡当たりでは県下に2番目に高い水道料金となります。一人暮らしのような方が1か月10㎡くらいを使われるとなると、この場合は県下で一番高い水道料金となります。それは、基本水量と基本料金の関係で、基本水量が15㎡に設定しているためです。15㎡にしているのは、県下では高月町と竜王町だけです。超過料金も、県下では高い方から9番目、メーターの使用料を取っているのは県下で7自治体だけですけれども、その中に竜王町も含まれています。

そもそも料金体系そのものが高く設定されていると考えられます。そのために、ここ3年だけでも944万円、1,500万円、2,062万円という単年度の純利益があり、今期の決算でも当年度未処分利益剰余金は5,596万円となっています。ここに減債積立金ですとか建設改良積立金を含めると、この財源で水道料金を引き下げることが可能ではないでしょうか。基本水量・料金体系の見直しと水道料の引き下げを求めるものです。

もう1点は、地方公営企業法第3条の規定ですけれども、ここには、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営しなければならないというふうに決められています。福祉の増進を基本において経営が運営されなければならないとされているわけです。この精神が決算のどこに表れているかです。

今年的一般会計からの繰入1,880万円は、償還利息に対する一般会計負担分であったと思うのですが、高料金対策などで一般会計から繰り入れされているようなものはありません。この1,880万円に対しても、監査委員は一般会計からの持ち出しについては再検討するようという指摘をされておられますけれども、公営企業法の精神からすれば、当然のものと考えるところであります。

水は日常生活になくてはならないもので、安くておいしい水というのは多くの皆さんの願いです。この願いを添うべく事業を推進していただきたいという立場も述べまして、反対討論とします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。5番、山添議員。

○5番（山添勝之） 私は、議第59号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、自営業者・退職者・無職者などで、被用者保険等の加入者を除くすべての国民を対象とする公的医療制度であり、国民皆保険体制の基盤的役割を果たしてきております。しかしながら、国民健康保険は被保険者の高齢化を中心に低所得者層が多くを占める制度となっており、また、昨今の少子化、医療技術の高度化、社会経済情勢の変化などにより、年々、質的な構造変化を見せております。

こうしたことから、国においては医療制度改革が行われ、保険財政の安定化と保険税平準化を促進する観点から、医療費を賄う共同事業の拡充が図られております。近年、糖尿病等生活習慣病の有病者やその予備軍が増加しており、それを原因とする死亡が全体の3分の1にもものぼると推計されていることから、メタボリックシンドロームに着眼した健診および保健指導を医療保険者に義務づけられました。

このことにつきましては、平成20年度から平成24年度の5カ年間の竜王町特定健康診査等実施計画書が作成されており、これの実施に向け努力いただくことが、将来の医療費抑制につながることで大いに期待するものであります。

一方、医療制度改正に伴う電算システム改修に大きな費用を要しておりますが、不足する財源を一般会計からの繰り入れを行い、被保険者の負担軽減を図られたことは高く評価されるものだと思います。

いずれにしましても、今後も安定した医療制度としていただくためのものでありますことから、議第59号、平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算につきまして、賛成するものであります。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。1番、岡山議員。

○1番（岡山富男） 議第64号、平成19年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

平成19年度竜王町介護保険特別会計の決算状況は、歳入額は5億2,787万9,593円で、歳出総額は4億9,545万2,925円で、歳入歳出差引額は3,242万6,668円となっております。

平成18年度より介護保険法の改正が行われ、介護予防・自立支援を強化する形で、軽度の要介護の方たちに対しては介護予防サービスがスタートされました。竜王町においても、地域型密着サービスとして認知症型対応デイサービスセンタ

一、認知症高齢者対応型グループホームのサービスが開始され、適切なサービスが提供されるように事業所に対して指導されてきました。また、適正な保険給付に努められ、竜王町独自の事業も幅広く実施されていることについても評価できるものと考えております。

以上により、議第64号、平成19年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。9番、菱田議員。

○9番（菱田三男） 私は、議第65号、平成19年度竜王町水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成19年度竜王町水道事業については、給水人口は前年度と変わりなかったものの、給水戸数については72戸増加しております。経営状況においては、収益的収支の収益の総額は前年度より877万6,751円の増で3億448万3,088円となりました。結果として経常利益について2,062万2,750円の黒字となっています。

また、予算執行については事業を運営される中で諸経費の削減また節減に努められ、公共企業としての住民の生活、また福祉の増強に大変寄与されていると考え、私は本決算の認定に賛成するものです。以上で終わります。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は、1議案ごとに行います。

日程第14 議第59号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第14 議第59号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議第60号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第15 議第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議第61号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第16 議第61号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議第62号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第17 議第62号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議第63号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第18 議第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議第64号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第19 議第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議第65号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第20 議第65号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 請第1号 肥料・飼料等価格高騰に関する請願書**

**（総務産業建設常任委員会委員長報告）**

○議長（寺島健一） 日程第21 請第1号を議題といたします。

本請願につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。4番、山田議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（山田義明） それでは、請第1号の委員長報告をさせていただきます。

請第1号、総務産業建設常任委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 山田 義明

去る9月10日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました請第1号、「肥料・飼料等価格高騰に関する請願書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月12日午前9時より第一委員会室において委員全員出席のもと、請願者 グリーン近江農業協同組合経営管理委員会会長 中西長嗣氏、滋賀県農政連盟東近江連合支部支部長 長田亮氏、滋賀県農政連盟竜王支部支部長 片岡津留夫氏の請願書について、紹介議員の蔵口嘉寿男議員より説明を受け審査いたしました。

請願内容の主なものは、生産コストに着目した経営安定対策の確立については、将来にわたって安定的な農業生産が出来る生産構造の確立と共に、今後の肥料・飼料等の価格の更なる高騰や高止まり等に対応するため、これらに対応する新たな収入安定対策や、再生産を確保できる抜本的な経営所得安定対策を確立すること。生産コストの上昇分が農畜産物の販売価格に適切で、消費者の理解促進対策を進めると共に、農畜産物の価格転嫁が生産コスト上昇分を賄うことのできる価格形成の仕組みや制度を早急に確立すること。

低コスト生産に向けた支援対策の充実・強化では、肥料価格高騰対策において肥料流通の合理化を進め土壌分析に基づく低成分肥料の活用や施肥効率の向上等の取り組みを支援すること。

飼料高騰対策では、今後も、配合飼料価格の更なる高騰や高止まりが予想され、経営安定に向けた即効性のある追加支援対策を講じること。

燃油高騰対策では、燃油使用量を削減するヒートポンプや多重カーテンなどの省エネルギー設備、施設整備対策を充実・強化すること。

税制対策では、原油価格の高騰に対して農業用軽油免税制度を継続すること。

食料増産・自給率向上対策では、農業の国内生産を基本とした食料増産・自給率向上に向けた政策を国家政策として早急に明示すること。輸出国は自らの権利と機会を拡大するだけでなく、応分の義務を担うよう輸出規律を厳格化し輸入国の食料増産を可能にすること等です。

委員からの意見としましては、肥料・飼料の高騰については緊急性を要することでもあり、この請願に則り政府での対策を早急に進めていただきたい。投機資

金の流入により肥料・飼料等が高騰したもので、これらについて政府で早急に対策をとっていただきたい。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第21 請第1号を委員長報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第21 請第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 請第2号 地方分権改革推進委員会における「国の地方支分部局の見直し」に関する請願

（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（寺島健一） 日程第22 請第2号を議題といたします。

本請願につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。4番、山田議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（山田義明） 委員長報告をいたします。

請第2号、総務産業建設常任委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 山田 義明

去る9月10日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました請第2号「地方分権改革推進委員会における『国の地方支分部局の見直し』に関する請願」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月12日午前9時より第一委員会室において委員全員出席のも

と、請願者 日野川流域土地改良区理事長 藤澤直弘氏の請願書について紹介議員の小森重剛議員より説明を受け審査いたしました。

請願内容の主なものは、昨年末以来、地方分権改革推進委員会・全国知事会において「国と地方支分部局の見直し」の検討が行われ、地方農政局は大半の業務を地方に移管して廃止すべきとの案が示されています。これに伴い、国営土地改良事業は県が必要な職員を国から引き受けて実施するとされていますが、食料の安定供給の根幹である国営土地改良事業については、引き続き地方農政局において実施し、地域農業の着実かつ健全な推進を図るよう国に請願するものです。

委員からの意見は、国営事業においては規模や技術的な内容において地方では対応できないため、これからも国での対応を継続してほしい。本町においては国営の灌漑配水事業により農業用水を受け農業が潤っておりますが、これらの事業は完了したものの施設の老朽化をとめることもできず、経年劣化により灌漑期間中も突発的な故障等も今後発生することも予測されるため、これからも安定的な農業を継続するには引き続き国においてこの事業を継続してほしい。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（寺島健一） ただいま総務産業建設常任委員会委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第22 請第2号を委員長報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第22 請第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第23 意見書第2号 肥料・飼料等価格高騰に関する意見書**

**○議長（寺島健一）** 日程第23 意見書第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。8番、蔵口議員。

**○8番（蔵口嘉寿男）** ただいま上程をいただきました意見書第2号、肥料・飼料等価格高騰に関する意見書について提案説明を、朗読をもって説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成20年9月26日提出

|     |         |   |   |     |
|-----|---------|---|---|-----|
| 提出者 | 竜王町議会議員 | 蔵 | 口 | 嘉寿男 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 大 | 橋 | 弘   |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 村 | 田 | 通男  |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 山 | 田 | 義明  |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 山 | 添 | 勝之  |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 圖 | 司 | 重夫  |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 貴 | 多 | 正幸  |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 小 | 森 | 重剛  |

#### 肥料・飼料等価格高騰に関する意見書

食料を原料としたバイオエタノールの生産拡大や世界的な穀物需給の構造的なひっ迫、加えて投機資金の流入により、肥料・飼料等の生産資材にかかる価格は高騰し続けており、農畜産経営は未だかつてない危機的な状況に直面しています。

生産者とJAグループでは、急激な生産コストの上昇に対し、コスト低減に懸命に取り組まれているが、自らの努力だけでは解決できない状況となっていることから、政府は、生産者の経営安定をはかる即効性のある対策や低コスト生産に向けた支援措置等を早急に実施する必要があります。

また、あわせて食料と競合しない原料を用いたバイオエタノールの研究開発の推進、資源・食料への投機資金の流入規制、輸出国の輸出規律の強化などの国際的な問題解決に、国をあげて取り組む必要があります。

こうした状況をふまえ、政府においては、以下の事項が早期に政策確立されるよう強く要望します。

#### 記

##### 1. 生産コストに着目した経営安定対策の確立

- ① 将来にわたって安定的な農業生産が維持できる生産構造を確立するとともに、今後の肥料・飼料等の価格のさらなる高騰や高止まり等に対応するため、急激なコスト上昇に直接対応する新たな収入安定対策（セーフティネット対策）や、再生産を確保できる抜本的な経営所得安定対策を確立すること。

- ② 生産コストの上昇分が農畜産物の販売価格に適切に転嫁されるよう、引き続き消費者の理解促進対策をすすめるとともに、農畜産物の価格転嫁が生産コスト上昇分を賄うことのできる価格形成の仕組みや制度（価格変動調整金（サーチャージ）制度など）を早急に確立すること。
- ③ 野菜については、生産コスト上昇を踏まえ、野菜価格安定制度の保証基準を引き上げること。

## 2. 低コスト生産に向けた支援対策の充実・強化

### （1）肥料高騰対策

①肥料価格高騰に対応するため、肥料流通の合理化を進めるとともに、土壌分析に基づく低成分肥料の活用や施肥効率の向上等の取り組みを支援する対策を講じること。また、耕畜連携のさらなる促進に向けた堆肥流通や散布等への支援対策を充実・強化すること。

②農地・水・環境保全向上対策において、化学肥料・農薬の低減などの営農活動支援により、環境負荷低減の取り組みを促進する対策を強化すること。

### （2）飼料高騰対策

①今後も、配合飼料価格のさらなる高騰や高止まりが予想され、経営安定に向けた即効性のある追加支援対策を講じること。また、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に向け、生産者の負担軽減策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。

②輸入飼料への依存度を低減するため、自給飼料増産対策や、配合飼料使用量の低減、低コスト生産に取り組む生産者に対する支援対策を充実・強化すること。あわせて、生産性向上や技術開発の加速、流通コストの低減対策を強化すること。

### （3）燃油高騰対策

原油価格高騰にともなう生産コスト増大に対応するため、燃油使用量を削減するヒートポンプや多重カーテンなど省エネルギー設備、施設整備対策を充実・強化すること。

また、これらの設備・施設の活用にとまなう電力料金の営農特別価格を設定すること。

## 3. 税制対策

①原油価格の高騰にとまなう軽油価格の高騰に対しては、農業用軽油免税

制度（32.1円/ℓ）を継続すること。

②肥料・飼料等価格高騰に対して、新たな税制特例を創設すること。

#### 4. 食料増産・自給率向上対策

①国民の生命と安全を守ることは、国家主権であり、国民にとって不安のない政策こそが「骨太の方針2008」に示されている「食料安全保障」であるとの観点にたって、農業の国内生産を基本とした食料増産・自給率向上に向けた政策を国家政策として早急に明示すること。

②穀物や肥料原料等を輸入に依存するわが国にとって、最近の諸外国における輸出禁止・制限措置の濫用や輸出税の賦課は看過できない問題である。輸出国は自らの権利と機会を拡大するだけでなく、応分の義務も担うよう輸出規律を厳格化し、輸入国の食料増産を可能にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日

滋賀県蒲生郡竜王町議会

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
外務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済財政政策担当大臣 宛

よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第23 意見書第2号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第23 意見書第2号は原

案のとおり提出することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 意見書第3号 地方分権改革推進委員会における「国の地方支分部局の見直し」に関する意見書

○議長（寺島健一） 日程第24、意見書第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。4番、山田議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（山田義明） それでは、朗読でもって説明いたします。

意見書第3号、地方分権改革推進委員会における「国の地方支分部局の見直し」に関する意見書。

平成20年9月26日提出

提出者

竜王町議会総務産業建設常任委員会

委員長 山田 義明

地方分権改革推進委員会における「国の地方支分部局の見直し」に関する意見書

農業・農村は、国民生活に不可欠な食料を供給し、水や緑を守り国土保全により災害を未然に防ぐなど、国民生活の安全と安心を支える重要な役割を担っています。

一方、我が国の食料自給率は他の先進国に比べ極めて低く、昨今、離農や耕作放棄地が進んでいる状況下において、今後、更に農業・農村がその役割を適切に発揮していくためには各般の施策を引き続き、国の責任において講じ、地方と連携していくことが極めて重要であります。

そうした情勢の中で、昨年末以来、地方分権改革推進委員会、全国知事会において、「国と地方支分部局（地方機関）の見直し」の検討が行われ、地方農政局は大半の業務を地方に移管して廃止すべきとの案が示されています。これに伴い、国営土地改良事業は、県が必要な職員を国から引き受けて実施するとされています。

元来、食料の安定的供給は国の義務であり、地域農業推進の根幹である大規模な基盤整備は、引き続き国が主体となって実施されるべきであり、仮に、人員・予算を県に移管されたとしても必要な人員を県内で確保したり、他県からの人的支援を受けたりすることなどは不可能であると思料しております。また、造成さ

れた施設の管理に十分な手当が行われなくなることに繋がり、市町や土地改良区の運営がさらに圧迫されることとなります。

本町においては、国営かんがい排水事業により日野川に造成されましたダム・頭首工より農業用水を受け、不足する部分については琵琶湖からのポンプアップにより、安定した農業用水の供給を受け、水田においては米を中心に作付けられ、転作には麦・大豆等を、また畑地においては、ぶどう・梨等の果樹が栽培され観光農園としても多くの観光客を集めているところであります。

つきましては、事業は完了したものの施設の老朽化を止めることができず、経年劣化によりかんがい期間中の突発的な故障等も今後発生することも予測されるなか、今まで通り国の直轄により事業の実施・維持管理に対する助成等を継続していただかないことには国民の生命に関わる「安心で安全な食料の供給」並びに「地域農業の健全な発展」は望めず、また国が事業主体である国営土地改良事業を県に移管することは、地域農業の存続や市町、土地改良区の運営を危うくする重大な問題であり、下記の事項について強く要望する。

記

1. 食料の安定供給の根幹である国営土地改良事業については、引き続き地方農政局において実施し、地域農業の着実かつ健全な推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日

滋賀県蒲生郡竜王町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣 宛

以上であります。

○議長（寺島健一） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第24 意見書第3号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第24 意見書第3号は原案のとおり提出することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第25 意見書第4号 「事故米」の食用転用事件の徹底究明とミニマムアクセス米の輸入見直しを求める意見書**

○議長（寺島健一） 日程第25 意見書第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。3番、村田議員。

○3番（村田通男） 意見書第4号を朗読させていただきます。

意見書第4号、「事故米」の食用転用事件の徹底究明とミニマムアクセス米の輸入見直しを求める意見書。

平成20年9月26日提出

提出者 竜王町議会議員 村田通男

賛成者 竜王町議会議員 貴多正幸

「事故米」の食用転用事件の徹底究明とミニマムアクセス米の輸入見直しを求める意見書

米穀加工販売会社「三笠フーズ」で発覚した、工業用「事故米」の食用への転用事件は、多くの菓子製造業者や酒造会社などに流通し、病院や介護施設、幼稚園の給食にも使われていたことが中間報告として公表され、また当町においても、学校給食に使用されており、食の安全・安心・信頼を求める国民に衝撃を与えています。

輸入時の検査で農薬汚染などがわかっていながらなぜ陸揚げしていたのか。流通の過程で、食用に転用されないような防止対策がなぜ取られなかったのか。政府農水省に対する疑問や不信感がつのっています。また、これは氷山の一角ではないかという疑問もあります。

今日本は、世界中が食料危機に直面するなかで、国内ではミニマムアクセス米を毎年輸入し、多くの在庫を抱えています。その一方、農家は「生産過剰」が米

価下落の原因だとされて生産調整が拡大・強化され減反を余儀なくされています。

今こそ不必要なミニマムアクセス米の輸入を見直し、国内での米増産で食糧自給率を高めることが求められています。同時に需要が伸びてきている米に対して消費全体の後退を防ぎ、米への信頼回復に努めなければなりません。

よって政府におかれては、今回の事件の全容を解明するとともに、抜本的な防止対策や制度改善とともに、主食を輸入しなくても良い国を作るため、下記事項の実現を強く要請します。

#### 記

1. 今回の事件の全容を徹底解明し公表すること。
2. 今回のような事件を二度と起さないよう万全の対策を実施すること。
3. ミニマムアクセス米の輸入を見直し、国内での米増産をすすめること。
4. 米に対する信頼回復のため、万全の処置を講じられること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日

滋賀県蒲生郡竜王町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣 宛

以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。貴多議員。

○7番（貴多正幸） 私は、「事故米」の食用転用事件の徹底究明とミニマムアクセス米の輸入見直しを求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

本来、事故米は食用として販売してはならないものであり、発がん性のある物質や人体に有害な農薬まで含まれているならば、なおさらのことです。非食用として安く仕入れながら、価格の高い食用として転売し利益をあげた企業、



特に三笠フーズは社長自身が指示し、伝票や帳簿まで偽造して不正が発覚しないよう工作していたと言いますから、計画的かつ儲け第一で人命を顧みない態度は批判し尽くせないものであります。

また、そのことを見過ごしてきた農水省も、大臣や事務次官が辞任して済むものではありません。三笠フーズから事故米の転売を受けたいたのは焼酎メーカーなど多数にあがります。農水省はその一部を公表しましたが、購入企業は事故米だと知っていて買ったのか、事故米はどう処理されたのかなどについて、農水省と各企業は速やかに調査をし、結果を公表すべきです。

農水省が事故米として販売した米が工業用として加工される際には、農水省が立ち会うことになっています。しかし、実際には立ち会いが不十分で、三笠フーズが転売した事実もつかんでいませんでした。国民の食の安全を守るという原点から大きくかけ離れていたことは明白です。農水省は、食の安全を確保するという根本に立って、事故米の処理について見直し、対策を講じるべきです。

問題の根底には、米輸入の問題があります。日本が必要のない米の輸入を続けるために、残留農薬やカビなど、事故米の発生に甘い態度をとってきたことがあるとすれば、それこそ重大であり、農水省は米輸入の是非とその体制についても見直しをすべきであります。

以上述べましたように、私の考えは意見書の内容と同じものであり、この意見書提出に賛成をするものであります。

○議長（寺島健一） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第25 意見書第4号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第25 意見書第4号は原案のとおり提出することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 意見書第5号 投機マネーの規制と農業者、中小業者への直接補てん等を求める意見書

○議長（寺島健一） 日程第26 意見書第5号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 意見書第5号、投機マネーの規制と農業者、中小業者への直接補てん等を求める意見書。

平成20年9月26日提出

提出者 竜王町議会議員 若井敏子

賛成者 竜王町議会議員 菱田三男

意見書の文面をまず朗読させていただきます。

米証券四位のリーマンブラザーズの経営破綻等アメリカの証券大手五社のうち三社が破綻し、業界は大混乱となっています。また国内では原油や穀物の急騰が国民の暮らしと営業に大打撃を与えており、今後アメリカの混乱がどのように影響されるか不安が広がっています。

農業者は燃料代や飼料代の高騰で存亡の危機に直面しています。また中小業者は鋼材や資材の値上がりで当初の契約価格どおりに仕事が出来ず、赤字続きとなり大きな打撃を受けています。

この高騰の原因は需給関係だけではなく、投機マネーによって増幅されています。世界で一日に必要な原油（8,500万バレル）の何倍もの原油が毎日売買され、その多くが売買の差額を手に入れようとする投機によるもので、この投機マネーが自らの大もうけのため、経済を攪乱し、国民の生活と営業を脅かしています。

原因が農業者や中小業者でない以上政府の責任で経営危機を解決するしかありませんし、今こそ政治の力が試されています。

サミット、主要国首脳会議の専門家からなる金融安定化フォーラムも情報開示やルールの遵守などヘッジファンドに対する規制を検討するよう提言しています。これら国際的状況も考慮され、国会並びに政府におかれましては、以下のことについて実行していただきますよう強く要望します。

記

- ①投機マネーに対して、実効ある規制措置を行うために、ヘッジファンドの情報開示、規制強化に踏み出すこと。
- ②原油や穀物など、人類の生存の土台となる商品に対しては、投機の制限を設けること。
- ③施設園芸など農業用燃油の高騰に対して直接補てんを行うこと。
- ④国税庁の「納税猶予などの取り扱い要項」を改めて徹底をされること。
- ⑤総務省の「原油など価格高騰に関する緊急対策」の期間延長など拡充を図られること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣 宛

参考までに申し上げますと、まず、なぜこんなに投機マネーが先物市場で世界経済を左右することになったのかという問題ですが、ちょうど2000年に商品先物現代化法という法律がアメリカでつくられました。これはいわゆる先物取引の規制をする内容を含んでいるものなのですけれども、原油などのエネルギー商品を電子取引、取引所を経由しないで店頭取引を行う場合は、商品先物取引委員会の規制を受けないという抜け穴をつくってしまいました。

これは、エンロンループホールというふうに言われておりまして、エンロンという会社の要請を受けてつくった抜け穴だと訳されています。今ではこの抜け穴をふさぐことが大事だということで、米国議会でも、すべての店頭取引の決済を適切な先物取引所を通じて行う必要があると提言をしています。

原因を明らかにしましたので、次に、では世界の流れはどうかということについてお話をしたいと思います。南部共同市場首脳会議、これにはアルゼンチン・ブラジル・ボリビア・ウルグアイ・パラグアイ・ベネズエラ・チリ・コロンビア・エクアドル、これらの国がそれぞれ無秩序な投機に批判をしています。

次に、産油国と消費国の緊急閣僚会合というのがあるのですが、ここには36カ国・7つの国際機関・22の石油企業が参加しているのですけれども、金融市場の透明性と規制の改善を求める声明を出しています。

では、日本はどうかと言いますと、5月末に出された政府のエネルギー白書で、最近の原油暴騰の主要な原因が、投機マネーにあるものだと認めています。投機マネーの規制反対しているのは、アメリカと一部それについている小さな国です。だからこそ、アメリカに近い日本が今、今月末に開かれる国連の総会などでも明確な態度を表明して世界をリードすべきだと考えているところであります。

以上、意見書について提案をいたしました。皆様のご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、蔵口議員。

○8番（蔵口嘉寿男） ただいま、投機マネーの規制と農業者、中小業者への直接補てん等を求める意見書の説明があったわけですが、その文中で、世界で一日必要な原油が8,500万バレルの何倍もの投機と申しますか、そういうマネーが動いているというふうなご説明があったわけですが、世界各国がこのような規制に乗り出すまでには、その実態把握というのが大変大事かと思うわけですが、何カ国でどれくらい行われているのかというふうな目安もお伺いしたい。

それと、規制の目安と言いますか、措置をどういうふうに進めていくかという目途も立たないと、なかなか世界が協調してそういうような形がやっていけないと思いますので、その辺のお考えをご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） ただいまの蔵口議員さんの質問にお答えしたいと思います。

実のところ、この問題は当然質問があるだろうということで、大変たくさんの方の資料を取り揃えて答弁の準備をしていたのですが、今言われますと、それがどこに書いてあったのか、実のところ出てまいりませんで、普通取引の市場というのは、商品そのものを売買の時に現物を使うわけですが、この間の取引は現物そのものが動かないで、現物の動かない取引が行われているということで、この前調べておりましたところ、本当に実際に必要な原油に対しても1,000倍ぐらいの取引が行われているということが発表されておりました。その資料を今探しておりますが、見つかりませんので、そのことについてお答えがしにくいところではありますが、世界はこの問題でどういうふうに進んでいるかということは先ほどもお話をしたところですが、世界の同意を得られるというのは、もう既に同意は得られています。

先ほどいくつか述べましたけれども、南部共同市場首脳会議というところの話もしましたし、原油価格高騰の対策を協議する産油国と消費国の緊急閣僚会合というのもありまして、そこでもその話が出されています。本当に世界は、日本も、先ほど言いましたけれども、白書の中にもそのことが明確に書かれているわけですから、投機マネーが原因だということはもう既に明らかになっているのです。問題は、あとこれをどういう形で規制するかということになるわけですが、本当にごく、アメリカと一部のアメリカの傘下にいる国が同意をしないという状

況がある中で、ちょうどこの月末から国連の総会も始まりますので、そういう中でも当然議論にあげられるであろうと思いますし、日本の中でも投機マネーの規制という話は出てきているわけですから、国連会議に日本の代表として出られる方には、当然その問題できちんと表明してもらわなければならない。そういうことも含めて意見書として国にあげようというふうに言っているわけであります。

本当に数字が出てまいりませんが、恐らく質問されている方は十分ご存知の上で質問しておられるのだらうなと思っておりますので、しかも先ほどから全員協議会でも議論はしていましたが、先に出された蔵口議員さん紹介の意見書も、投機マネーに対してきっちり規制しないといけないということを書いておられる内容の意見書ではありますから、承知の上でご質問いただいているのだと思っております、きちんと数字を出して答弁できないことは大変申し訳ないと思うのですが、世界はその方向で動いているのだと。そのことを日本がアメリカに強く働きかけるかどうかという、そういう状況になっているのだということをお答えしまして、答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。9番、菱田議員。

○9番（菱田三男） ただいま提案されました投機マネーの規制と農業者、中小業者への直接補てん等を求める意見書について、賛成の討論をいたします。

今の現状は、肥料代や燃料代などの高騰に苦しむ農業・畜産・漁業や運輸・流通業など産業界全体が危機的な状態にあると思います。何とかしないと生活が成り立たないと、窮状を訴える方々の声に早急に考えることが求められています。この意見書には、これらの人々に対して適切で早急な支援策として直接支援を求めています。

また、ガソリン価格の高騰は原油市場の投機マネーに原因があります。世界中が投機マネーに苦しんでいるにもかかわらず、政府は何のメッセージも打ち出していません。たとえば、市場で証拠金取引をする場合、その証拠金を大幅に引き上げ投機マネーの流入を防ぐとか、投機による石油価格の上昇を防ぐために、ヘッジファンドなどに対する国際的規制の実施を国際社会が提案するなど、国としてできることはたくさんあると思います。

今回の意見書は、国際的な経済の問題と農業者や中小企業者それぞれ個々の具体的な問題まで意見書に盛り込まれており、意見書として充実したものとなっています。

以上の理由から、この意見書に賛成し、討論とします。議員の皆さんの良識ある判断で同意されるよう、よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第26 意見書第5号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第26 意見書第5号は原案のとおり提出することに決定されました。

この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承ください。

この際申し上げます。ここで、午後5時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時52分

再開 午後5時05分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 議会広報特別委員会委員長報告

○議長（寺島健一） 日程第27 議会広報特別委員会委員長報告を議題といたします。7番、貴多議員。

○議会広報特別委員会委員長（貴多正幸） 議会広報特別委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 貴多 正幸

本委員会は、平成20年第2回定例会閉会後の6月6日・6月19日・6月23日に委員全員出席、6月16日委員1名欠席のもと、委員会を開催し、7月1日に『議会だより144号』を発行しました。

また、7月30日に滋賀県町村議会議長会主催による「第32回町議会広報研修会」が大津市において開催され、委員全員が出席しました。午前中は、株式会社兵庫ジャーナル社取締役編集長の黒岩英孝氏より、『議会広報紙づくりの基本』

と題して講演が行われました。午後は、4町から提出された議会だよりを黒岩氏が一つひとつ丁寧に批評をされ、住民に求められる広報紙づくりについて、非常に参考になりました。

平成20年第3回定例会開会中の9月9日に委員全員出席のもと、『議会だより145号』の編集会議を開催し、ページごとの役割分担、文字数等について検討しました。

今後も委員それぞれが協力しながら、町民に親しまれる、わかりやすい議会だよりの発行に努めてまいります。

以上、議会広報特別委員会報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けて行きたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取りはからい下さいますようお願いいたします。

○議長（寺島健一） ただいまの議会広報特別委員会委員長報告に対して質問がありましたら、発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 合併調査特別委員会委員長報告

○議長（寺島健一） 日程第28 合併調査特別委員会委員長報告を議題といたします。8番、蔵口議員。

○合併調査特別委員会委員長（蔵口嘉寿男） 合併調査特別委員会報告をいたします。

平成20年9月26日

委員長 蔵口嘉寿男

本特別委員会は、去る9月19日午前9時より3階大会議室において、委員全員出席のもとに竹山町長、小西総務政策主監、杼木参事、関司係長の出席を求め委員会を開催いたしました。竹山町長のあいさつの後、事前に説明を求めた2つの事項に沿って質疑・討議を行いました。

1. 町長就任後における市町合併にかかる経過について、2. 市町合併について

の基本姿勢と今後の取り組みについてを議題として、主に竹山町長から説明を受けました。

竹山町長の合併についての基本的なスタンスは、「合併については、自分たちで答を出さなければならない。」「市町合併推進検討会議の提言を尊重する。」「町長選挙の相手候補者が合併をしないとのマニフェストを掲げ相当数の票を獲得され、合併しないと考えておられる町民が多かったことを真摯に受け止めなければならない。」「合併については、私的な考えであるが広域合併の姿を求めていくべきだ。」と述べられました。

また、「総合的に町民皆様の声を聞くところから出発したい。まちづくり懇談会には、隅々まで回りたい。そして、1回では答に至らないと思うし、合併新法の法定期限内には物理的に不可能だと思っている。さらに、再編は繰り返されると思っている。小規模自治体は、自分自身で考える力を持たなければならない。」と述べられた後、今後の取り組みとして、「各自治会へのまちづくり懇談会を積み重ねていきたい。まちづくり懇談会は年内までかかる見込みで、年明けに集約して、報告をしたい。」との補足説明がありました。

次に、市町合併の動きについての説明がありました。去る8月13日に津村安土町長他が、「合併を検討する理解が得られた」として、「竜王町の合併の意向を伺いたい」と来庁されたが、竜王町としては、合併推進検討会議の提言を踏まえた方向性やこれからのまちづくりについて10月以降に地域懇談会を行うことと、合併についての竹山町長の基本姿勢を示したとのことです。

また、去る8月22日には合併キャラバン東近江地域意見交換会が開催され、総務省、県総務部長、東近江振興局長、自治振興課長、近江八幡市長、安土町長、竜王町長が合併についての意見交換会が開かれ、合併についての竹山町長の基本姿勢を話したとのことです。

去る9月17日に津村安土町長が再度来庁され、近江八幡市・安土町・竜王町による合併を含む職員の「まちづくり研究会」の設置と参加の要請があったが、竜王町は今の時点では参加を見合わせると回答したとの報告がありました。

委員からの質疑・討議の主なものは、次のとおりです。問 合併を問う有効な手段としての住民投票をどう考えるのか。答 町民の意識の是非を問う重大な方法と考えるが、判断をしていただく資料や内容理解のもとに実施されることが前提条件となる。判断できる取り組みをした後に、判断を仰ぐことにしたい。

問 県の合併構想の1市2町や市町合併推進検討会議からの提言の2市3町の

合併をしなかった場合の圧力や締め付けに対する体力が必要と考えるが、どうか。

答 小規模自治体として、権限の移譲による職員の専門的な知識や技術が求められる厳しさもあるが、全職員が対応できるようにしなければならないし、これが体力であるとする。また、職員の仕事の流れを把握し、確かな対応をしていきたい。さらに、財政をしっかりと立ち立て、財政の健全化率を守っていきたい。

問 合併に対する住民意識を高めることが必要であると思うが、その進め方についてどう考えるか。答 住民皆様との懇談や合併の判断は、町長だけではなく、職員の力も発揮されなければならない。その上に、住民皆様が自ら勉強して意識を高めていただくことが竜王町の力となり、それに基づくまちづくりを目的意識を持って進めていきたい。

他に、10月から始められようとしているまちづくり懇談会では、意見が出にくく、自治会ごとの集約方法が異なることもあるので、アンケートなど工夫して、集約をしなければならないとの意見がありました。

以上、合併調査特別委員会報告といたします。なお、本委員会は、引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（寺島健一） ただいまの合併調査特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようですので、お諮りいたします。委員長の報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第29 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告

○議長（寺島健一） 日程第29 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告を議題といたします。5番、山添議員。

○地域創生まちづくり特別委員会委員長（山添勝之） 地域創生まちづくり特別委員会報告を行います。

平成20年9月26日

委員長 山添 勝之

本委員会は、去る8月25日午後1時より第一委員会室において、委員1名欠席のもと竹山町長、小西総務政策主監、小椋参事、杼木参事の出席を求め、竹山町長あいさつの後、事前に説明を求めた事項に沿って調査活動を行いました。

1. 雪国まいたけについて。企業情報、有価証券報告書の提示を受けました。企業概況の説明によりますと、最近の決算においては、平成18年(23期)・19年(24期)・20年(25期)と、徐々にではあるが売上高(経常利益)は上向いています。しかし、当期純利益は上がっていません。むしろ23期に比べ25期においては、資産額・純資産額共に下降しております。

7月17日、竹山町長と雪国の宮崎氏との会談が実現したわけですが、町長は「いまひとつ宮崎氏のやる気が伝わってこない。中国のギョーザ問題等、最近は食品に対する風当たりが非常に強く、銀行からの借入も儘にならないのではないか」との説明がありました。しかしながら、竜王町としてこのまま放置されては困るので、町長が8月28日、東京で大平社長と面会されるとのことでした。

主な質疑応答は、問 万が一撤退の時どうするのか。答 それが一番大きな問題です。改めてその時点で考慮します。

問 地下水の問題にしても、立地計画の時点からわかっているのだから、いまさら問題にすると、工場建設意志がないのか。答 オガ屑またCO<sub>2</sub>、環境問題についても「いまさら」の感があります。協定事項7条に転売の禁止事項があるので、雪国側としても勝手に売却はできない。竜王としてもリスクを負うわけにはいかない。

2. 岡屋地先県有地の動向について。当地について19年度、県土地開発公社において工業団地を前提とした事前調査が実施されました。その結果、事業採算性が見込めることから、開発事業化に向けての手続きを進められます。なお、琵琶湖リゾートネックレス構想については、廃止を前提としている。

a. 概要。面積67.8ha(公簿面積)。内訳、県名義8.6ha、公社名義59.2ha。地目、山林・保安林(13ha)等で市街化調整区域。

b. 調査の結果。分譲面積3案あるが、大区画の38.9haを1社に販売できれば採算性は高い。

c. 実施方針。工程として、平成20年度から環境影響評価等に始まり、平成25年度に分譲。

d. 資金。滋賀県土地開発公社が金融機関から借入(県債務保証)。県・県土地

開発公社・竜王町の3者が緊密に連携協力し、大区画による企業立地を基本に推進する。

主な質疑応答。問 提示された地図によると38.9haの土地が非常に変則的な形状となっている。保安林を計画地の端へ持って行って、企業に売却しやすい形状にしなければならない。また、保安林については官と官の問題であるので、話し合いで解除できるのではないか。答 この地図については決定的なものではないので、今後、県・県土地開発公社・竜王町と3者が共に緊密に協議していく中で諸々の案件に対処します。

その他。1. IBM跡地について。問 現在の動向は。答 8月に入ってから鏡・松陽台と建設水道課が地区整備計画に基づいて話し合いをしています。一定の目途が立てば、土地売却がされます。

2. 中心核について。問 現在の動向は。答 6月末に地権者と大筋で了解は得られております。

3. 国道477号等の道路問題については、定例会中の委員会において調査します。

続いて、本委員会は定例会中の9月19日午後1時より、総合庁舎3階大会議室において委員全員出席のもと会議を開き、竹山町長あいさつの後、執行部より小西主監、田中建設水道課長、杼木参事、小椋参事、竹内参事の出席を求め調査活動を行いました。

1. 竜王町道路整備計画について。滋賀県作成の県全体道路整備アクションプログラムと東近江振興局建設管理部作成のアクションプログラムの内容について、説明を受けました。このアクションプログラムは、県の道路整備にあたり真に必要な道路整備を無駄なくスピーディに「どこに、どんな道路が、いつまでに必要か」を具体的に示した、平成15年から10年間の道路整備計画です。昨年、このプログラムの見直しが行われ、平成20年度から平成29年度の計画が策定されました。

このうち、竜王町に関する事業としては、県道水口竜王線の道路整備、国道477号の善光寺川沿いの歩道整備、山之上地先の交差点改良、県道小口川守線の役場前の歩道整備がプログラムに載せられ、事業の推進が図られることになりました。これらのアクションプログラムは、最長でも5年後に見直すとされております。

竜王町の道路整備計画については、昨年10月に策定された「竜王町都市計画

マスタープラン」の中で「交通体系整備計画」とされており、高速道路・広域幹線道路・幹線道路・補助幹線道路等の整備方針について、路線ごとに説明を受けました。

主な質疑応答は、問 松が丘団地北側の道路計画を早急に進めて欲しい。答 計画道路として位置付けられており検討課題です。

問 竜王町におけるスマートインターの考えは。答 竜王町の考えはあるが、県の計画が優先です。

問 野洲市へ通じる計画路線についてはどのような要望活動をしているのか。答 今日までも国・県に要望してきていますが、まず県のマスタープランに載せる必要が有ります。

2. 竜王インター周辺のまちづくりについて。三井不動産による（仮称）竜王商業施設開発アウトレットモールの現在の状況説明を受けました。事業区域の位置、事業計画の概要については以前より説明を受けたことと変わりはなく、事業スケジュールにおける環境影響評価について、現在手続きが進められています。各分野の専門家12人による審査会が3回にわたって行われ、準備書に対する知事意見の公告の後、評価書の公告縦覧が事業者によって行われ、手続きが完了となります。

調査区域は、薬師など9ヶ字です。縦覧については、竜王町生活安全課等4カ所で行われます。その手続きを経て、開発許認可、工事着手と進んでいきます。

主な質疑応答は、問 今回の開発について、住民への説明はないのか。答 今回は商業施設であるので、説明の義務付けはありません。しかし、具体的計画が仕上がってくれば個々の字に対し説明をする必要も生じます。

問 湖南地区で同様の大型店舗が次々と開店しているが、大丈夫なのか。答 竜王アウトレットは高級性をモットーにしており、それをお買得価格で販売するので、他店とは違います。

問 平日のみならず特異日とされる土曜・日曜・祭日も多くの工場は営業されているが、交通問題はクリアできるのか。答 今後とも事業者と話し合いを進めてまいります。

3. その他。「雪国まいたけ」のその後について。8月28日、東京の都道府県会館滋賀県事務所において、大平社長他2名、また当方より竹山町長、小西主監の2名で面談を行いました。雪国まいたけとしては、業績は上向いているものの、食に対する不安を招く事件が多く発生していて、銀行は融資を渋っております。

工場1棟立てるにも約60億円という多大な費用が必要なことを考え合わせると、今すぐの建設は無理であるとの返答でした。9月末は中間決算なので、その時点で最終判断します。

主な質疑応答は、問 もし建設断念する場合竜王から新潟へ行っている従業員3名はどうなるのか。答 1名は病気で休んでおられる。すべての件を含めて、雪国側ともっと話を詰めていく必要があります。

以上、地域創生まちづくり特別委員会報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けて行きたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（寺島健一） ただいまの地域創生まちづくり特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、お諮りいたします。委員長の報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 所管事務調査報告

(議会運営委員会委員長報告)

(総務産業建設常任委員会委員長報告)

(教育民生常任委員会委員長報告)

○議長（寺島健一） 日程第30 所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。1番、岡山議員。

○議会運営委員会委員長（岡山富男） 議会運営委員会報告。

平成20年9月26日

委員長 岡山 富男

本委員会は、去る7月9日午後1時より第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催しました。執行部より竹山町長、小西総務政策主監、赤佐総務課長、奥参事、八尋係長の出席を求め、町長あいさつの後、平成20年第2回臨時議会に提出される提案事件について説明を受けました。今回提案される案件

は、条例一部改正1件、一般会計の補正予算1件、人事案件2件、計4議案であります。

本委員会は、会議録署名議員の指名について、会期および審議の日程について、提出議案の処理について審査決定しました。また、竜王町農業委員会委員の推薦については議長からの指名推選とし、滋賀県後期高齢者医療広域連合会議会議員の選挙については選挙することで決定しました。

7月28日午後3時より第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催しました。竹山町長あいさつの後、平成20年第3回定例議会の会期および日程について、審査決定しました。

9月1日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催しました。執行部より竹山町長、小西総務政策主監、赤佐総務課長、奥参事の出席を求め、町長あいさつの後、平成20年第3回定例会に提出される提案事件について説明を受けました。今回提案される案件は、条例一部改正3件、一般会計・特別会計の補正予算7件、19年度決算認定8件、報告2件、追加案件の人事案件3件、計23議案であります。

本委員会は、会議録署名議員の指名について、会期および審議の日程について、提出議案の処理について審査決定しました。

議会開会中の9月9日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催しました。一般質問23問について、それぞれ協議しました。また、夜間議会についても議論し、一般質問は午後1時から開催し、夜間の部は午後6時から9人・9問とするように決定しました。

議会開会中の9月17日午後5時5分より第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催しました。執行部より竹山町長、小西総務政策主監、赤佐総務課長の出席を求め、町長あいさつの後、追加案件として、人事案件3件、消防団員の公務災害に関する条例の一部改正および公共下水道工事請負契約について説明を受け、議案の処理について審査決定しました。また、意見書4件・議員発委案件1件について審議決定しました。

以上、議会運営委員会報告とします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けたいと委員全員で決定しておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（寺島健一） 次に、4番、山田義明議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（山田義明） それでは、総務産業建設常任委員会

の所管事務調査報告をさせていただきます。

平成20年9月26日

委員長 山田 義明

本委員会は、所管事務調査を8月29日午前9時より、委員全員出席のもと開催しました。執行部より竹山町長、小西総務政策主監、福山生活安全課長、知禰課長補佐、山口係長の出席を求め調査を行いました。

所管事務調査内容。1. エコタウンプラン行動計画の実施状況について。

エコタウンとは個別の環境保全事業を各分野で行うでなく、町全体が環境と共生しつつ発展することを目指し、一貫性を持って計画的・持続的に実現していくまちづくりで、平成18年から22年までに自然資源を活かして環境と調和し共生する資源循環型まちづくりを進めるものである。今回町が進める7つの行動内容の取り組みについて説明を受けました。

主な取り組みは、エコハウスプロジェクトでは、まちづくり交付金と連動したエコシステムの住宅への導入促進制度づくりで、雨水タンク利用・太陽パネル・ゴミリサイクルであり、水環境保全のため住宅建設時の浄化槽設置や、企業誘致時にエコに配慮した工場施設をお願いする等です。

生活拠点形成プロジェクトでは、ゼロエミッション型生活複合施設群計画でゴミ再生・資材サイクル・水再利用等や、竜王町の田園風景に調和した空間作りの指針作成です。

農ビジネス創造プロジェクトでは、21世紀型農ビジネス推進事業で無農薬・有機農法・ゴミ堆肥化による堆肥活用など、生産体制確立です。

エネルギープロジェクトでは、公用車や公共バスのBDF活用や、庁舎等電気に関わる電力デマンドコントローラーの設置や、雨水タンクによる公用車の掃除等です。

観光および教育では、環境学習プログラムの導入や自然環境学習、町内の企業・農業の連携によるエコ・ツーリズムのネットワーク形成とガイドシステムづくりです。

エコ景観づくりでは、町の景観保全のための活動支援、植林によるCO₂削減やさくらの植樹です。

エコライフプロジェクトでは、エコライフ推進協議会への支援や、資源循環型自治会づくり。ゴミ減量化促進による報奨金制度、電気生ゴミ処理器、コンポスト・堆肥枠、ボカシ容器の補助等です。

2. 総合防災訓練実施計画について。今回の防災訓練は災害発生時に迅速かつ的確な初動対応期の活動ができるよう、各機関・団体・地域住民との協力体制の確立ならびに町民の防災意識の高揚を図ることを目的として行われます。

訓練想定では、9月7日午前6時に震度6弱を記録した竜王町では家屋倒壊や火災の発生、水道管等のライフラインも一部機能停止との状況で行う。竜王町は防災センターに災害対策本部を設置し、被害状況把握や災害対策初動活動を開始する。各地区では自主防災組織を立ち上げ区民の地震発生時の対応から安否確認、避難訓練等を実施するものです。

町における主な訓練内容は、災害本部対策訓練、広報活動訓練、情報収集訓練、応急対策活動訓練、救護活動訓練等であり、震度6弱以上の場合、職員は自主参集となり、連絡がなくても家を出なくてはならず、すぐこのような体制が取れるよう考えておくことも訓練としています。

各地区における訓練は、地震発生直後の対応イメージ訓練、安否確認訓練、避難訓練、救出救助訓練、情報伝達訓練、避難所開設訓練等であり、区長さんには安全確認と要援護者の対策を自治会で考えていただくものです。

3. 防災無線について。この防災行政無線は各戸に受信機を置き、地震・水害時や緊急時に連絡や警報を町より一斉に流せるシステムです。現在竜王町では有線放送のページング放送を利用し対処しているが、全戸にはなく、全戸に連絡できるよう整備しなくてはと考えています。

この同報系防災無線はアナログ方式とデジタル方式があるが、今後はテレビ同様デジタルに移行となり、この方式は双方向通信やデータ通信等の高度化が図られており、音声通信だけでなく、気象情報の自動収集や画像による災害情報の収集等のデータ通信が可能となっています。滋賀県での設置状況は19市町で、うち全戸設置の市町は8市町です。

続きまして、本委員会は、所管事務調査を9月12日午後1時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開きました。竹山町長、小西総務政策主監、川部産業建設主監、赤佐総務課長、田中建設水道課長他担当者の出席を求め調査を行いました。

所管事務調査内容。1. 集中改革プランの進捗状況について。主な取り組みは、納税収納施策については、去年の臨時職員の徴収員2名より、今年度は嘱託職員1名の配置と変更すると共に、滋賀県地方税滞納整理機構より、竜王共同徴収チームを設置し徴収ノウハウを教わり、徴収率の向上に努める。

民間活力導入業務等の検討では、給食のあり方検討会議の設置、医療部門の導入形態等の調査検討を継続する。

幼稚園保育料では、あずかり保育実施と併せた検討に基づく見直し案の提示。

地域密着型福祉ビジネスの育成として、地域介護福祉空間整備等交付金事業により、西小学校区にサービス施設の開設を誘導したい。

第三セクターの統合等効率運営についてはアグリパーク竜王と道の駅かがみの里の経営統合により（株）みらいパーク竜王が誕生しました。

教育環境の整備では、両小学校ともにAED設置、コンピュータ教室エアコン設置、電気設備改修が実施される。

2. 竜王インター周辺の交通計画について。予定されている大型商業施設のための、国道477号と主要地方道竜王石部線道路改良については、県の道路管理者と協議をし、ほぼ計画が固まったので報告がされた。

その内容は、国道477号と商業施設との間の町道薬師砂山線の107mと446mの新設工事の進捗状況は、8月時点で35%となっています。

大型商業施設への進入割合は、インターよりが65%と想定しています。

インターよりの商業施設への誘導は、インター出口より信号を介さず左折し、竜王インター南の信号を右折にて行うようにする。なお、右折溜りは150mと特別長く計画している。この信号の名神高速道側方向へは、信号を介さず左折可能とし、渋滞を緩和さす。また、インター出口からも信号無しの左折の専用レーンを設けるよう計画されている。

これらに伴い、竜王インター南信号の交差点を北側に12m移動する。なお、この交差点近くにある名神高速道下ボックスの国道477号横の水路は、上部をふさぎ竜王インター南の信号まで歩道を設ける。

国道477号と希望が丘団地側の薬師砂山線の交差点は、国道よりは商業施設へ右折溜りをつくり進入可能とする。松が丘よりの町道小口八重谷線の交差点では、インターよりは左折も進入できるが、国道8号よりは右折できない計画となっています。これらの工事費については、商業施設事業者負担となります。

3. 農村総合整備事業の進捗状況について。この事業は平成13年度より実施され、平成17年度に見直しをされ、今年度が最終年度となるため、事業実施計画を変更し完工するものである。

今年度の内容は、農道整備7路線が1路線減となる。この1路線は下水道工事で終了しているものです。農業用排水施設は3路線で、一部19年度に実施して

います。集落排水路整備1路線は、実施します。集落道整備1路線は、交差点や他市との調整できず廃工となりました。集落水辺施設の1施設の取り止めは、ハード事業から農地・水・環境保全向上対策事業を活用したソフト事業に変更されました。防火水槽設置1基は、設置自治会の都合により辞退されました。コンポスト6ヵ所については、維持管理や残渣に問題があり取り止めることとなりました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。なお、本委員会は引続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次に、6番、圖司重夫議員。

○教育民生常任委員会委員長（圖司重夫） 教育民生常任委員会所管事務調査報告。

平成20年9月26日

委員長 圖司 重夫

本委員会は、去る8月29日午後1時30分より第一委員会室において委員全出席のもと、町執行部より岩井教育長、松浦教育次長、竹内生涯学習課長、間宮学務係長、楠本公民館長、村地学校給食センター所長の出席を求め、所管事務調査を行いました。

1. 公民館活動について。活動目標として、「集う」「学ぶ」「結ぶ」を掲げられ、活動方針として、①「必要とされる公民館」となるよう文化・教養的な事業を推進する。②地域に根ざした活動を、自主活動グループを核として推進する。③各教室・各講座の充実に努めるとともに、一般講座の開設および充実に努める等、5つの活動方針のもとに公民館運営をされています。

わんぱく交竜塾、IT講習、熟年大学等の公民館教室、文化協会事業としての文月発表会、竜王町文化祭、生涯学習課による通学合宿、たつこのホリデー等の取り組みがあります。

平成19年度の貸館の利用状況は、1,594室・延べ4万1,600人です。課題として、現在の公民館教室の内容の吟味、公民館教室や文化協会事業の内容を住民の方に周知徹底する、住民の方が気軽に来ていただけるための方策等があります。

主な質疑応答は、問 青年団活動との連携はどう考えているか。答 青年団事務局が別棟のため、出会いが少ない。今後、交流を増やしたいと考えています。青年団が夜遅くまで活動していて、ごみ処理ができていない時があり、指導して

いきたいと考えています。

2. 学校給食について。資料として、学校給食の現状（平成19年度学校給食実施報告書、学校給食運営計画、平成20年度学校給食実施計画等）、主要食材価格推移表、副食材料野菜等取扱数量および竜王町地場産品使用状況表等が提示され、説明を受けました。

現在、米飯を週3回・パン食が週2回（うち第1・3木曜日はソフト麺）のローテーションで回っているが、小麦等の原材料費が高騰していることもあり、教育委員会としては、米飯を週3回から4回に増やす意向とのことです。現在は白米ばかりでなく、混ぜご飯等で対応し、子どもたちに飽きられないよう工夫されています。

給食費の値上げについては、11月～12月に開催される学校給食運営委員会に諮り、その後、保護者に納得してもらえる形をお願いしたいとのことです。

主な質疑応答は、問 給食費の未納問題はどのようにするのか。また、竜王町内の果物がメニューに入っていないのはなぜか。答 未納は現在14万円余りあります。徴収に向けて努力していきます。果物については、生物なので生物を扱う専門の部屋が必要となり、現在は考えていません。

問 給食センター施設の老朽化もあり、今後、外部委託について考えるべきだと思うが。答 今後を考えて、検討委員会を立ち上げていきたいと考えています。

本委員会は、去る9月11日午後1時より第一委員会室において委員全員出席のもと、町執行部より竹山町長、北川住民福祉主監、松瀬福祉課長、寺嶋健康推進課長補佐、間宮子育て支援係長の出席を求め、所管事務調査を行いました。

1. 子育て支援について。資料として子育て支援一覧表が提示され、説明を受けました。各年齢ごとに名目・助成内容が明記され、わかりやすい一覧表となっています。全27事業が展開されている中で、竜王町単独事業が過半数を占めています。

主な質疑応答は、問 乳幼児への対応はどうしているのか。答 保健師（町職員）と週4回程度の臨時的保健師で対応しています。発達相談支援もしています。

問 竜王町の児童虐待の状況はどうか。答 平成19年度で身体的虐待が3件、精神的虐待が4件、放置が3件となっています。平成20年10月1日より要保護児童対策地域協議会による要保護児童の早期発見、適切な保護、その家族の支援を行うこととなっています。

2. 地域介護・福祉空間整備交付金事業について。国庫補助金約1億1,700

万円(総額)を含め総事業費1億4,150万円で、保健センター、農村女性の家、総合運動公園を改修するものです。保健センターおよび農村女性の家については多世代交流型退職高齢者生きがい活動支援拠点施設として、総合運動公園については多世代交流型高齢者運動効果推進拠点施設として整備されます。

主な質疑応答は、問 各施設、特に運動公園までの高齢者の方の送迎はどう考えているのか。答 地域振興事業団に委託したいと考えています。

問 運動公園内のスタジオが70㎡では狭いのではないか。答 エアロビクス用として、1回15人程度で使用することを考えています。

以上、教育民生常任委員会所管事務調査報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長(寺島健一) ただいま各常任委員会委員長より、それぞれ報告がございました。

この際、一括して委員長報告に対して質問がございましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ないようでありますので、お諮りいたします。

各委員長より申し出のとおり、所管事務調査等を閉会中も継続して行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ご異議なしと認めます。よって、各委員会とも閉会中も所管事務調査等の活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 議員派遣について

○議長(寺島健一) 日程第31 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 平成20年第3回竜王町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、9月5日から26日までの22日間の長期間にわたり会期を持たせていただきました。議員各位には、提案させていただきました数多くの議案に対し、連日各委員会において慎重審議、ご審査を賜り、本日すべての議案を可決、ご決定をいただきお認めを賜りましたことに、心より厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、今会期中に、平成19年度の一般会計・特別会計の決算認定をいただきましたことに対し、10月度の広報で町の皆さんにお伝えすることができ、私が申し述べてまいりました「情報の迅速化」を成し得たものと感謝いたしているところでございます。

さらには委員会をはじめ一般質問において貴重なご提言、建設的なご意見を賜り、町政を預かる者といたしまして、議員皆様の一言一言をしっかりと受け止め、町政に全身全霊を傾注いたさねばならないと心新たにいたしました。無論のことではありますが、「未来に羽ばたく夢」と「やすらぎのあるまちづくり」に向って、町役場職員が一体となって取り組んでまいりますので、議員皆様方の格段のご指導・ご協力を賜ります様よろしくお願いいたします。

特に市町合併につきましては、安土町から提言のありました1市2町のまちづくり研究会には参加せず、当面は10月度より町内の各集落を回らせていただく懇談会の場で、町民の皆さんと竜王町のまちづくりについていろいろと話し合いをさせていただき予定をいたしております。皆さんとの懇談会の場で頂戴するご意見を積み重ねていくことが、私の政治姿勢でもありますことをお伝えする心積もりであります。

滋賀県も、財政が非常事態にあると知事が話をされて以来、造林公社の問題等でさらに逼迫度を増しているように見受けられますが、竜王町におきましても、今日だけのことでなく、短・中・長期的に将来をしっかりと見極めねばなりません。このところ景気は停滞から下降へ、また、政治情勢も風雲急を告げるような状況であります。こういった時こそ、足元をしっかりと見定め町政を確実に進めていかなければならないと思います。

会期中、私個人に対しましても、議員皆様より数々のご指導をいただきました。

その一つひとつが就任3ヶ月になります私の勉強になりましたことを感謝申し上げます。また、反省すべき点は謙虚に受け止め、自らを律してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりましたが、会期中のお礼と、今後、議員皆様方のますますのご健勝とご活躍、さらに皆様方のご多幸をご祈念申し上げ、言葉足りませんが、閉会のごあいさつとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

今期定例会は、去る9月5日から本日までの22日間にわたり開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、多用の中、連日にわたりご出席賜り、提案されました重要な議案について慎重なるご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。

また、執行部におかれましては、この間、適切なる対応をしていただき、ありがとうございました。議員各位ならびに執行部各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、竹山町長が本年6月24日に就任されてから初の定例会ということで、本会議・委員会において各議員よりは多くの意見や要望を述べられました。十分尊重されまして、ご期待に沿うべく町政執行に反映されますよう、特にお願い申し上げる次第であります。

さて、先月中国で開催されました北京オリンピック、同じく今月開催されましたパラリンピック、またトルコ・イズミールで開催されています第1回世界ろう者陸上競技選手権大会には、町内山之上出身の森本真敏さんが出場されており、私たちに多くの感動と夢と勇気を与えてくれました。平和の祭典オリンピックが真の平和をもたらし、今なお世界のあちこちで繰り返される地域紛争、テロがこの地球上からなくなることを願ってやみません。

国内においては、今年はこのほか暑い夏でありましたが、異常気象による集中豪雨により各地に甚大な被害をもたらし、尊い生命・財産が奪われるという痛ましい災害に見舞われ、被災地の皆さんには心からお見舞い申し上げます。

食の安心・安全が問われている昨今、産地偽装問題、残留農薬やカビで汚染された事故米の不正転売によりまして、医療・福祉施設、学校給食にも使われておりました。さらには、有害物質メラミン混入の疑いのある中国産牛乳使用商品と、

消費者の不安は募るばかりで、食生活への不安を払拭してもらいたいものであります。

我が国の社会経済をめぐる環境は、米国金融危機や原油、原材料の高騰により、企業の業績悪化が進んでおり、雇用や消費の冷え込みも深刻化しているところで、厳しい状況下にあります。このような状況の中で、住民が地方自治体に求められるニーズは多種多様化しており、また、地方分権の進展とともに、国や県からの権限移譲等による市町村の事務事業が輻輳<sup>ふくそう</sup>してきております。

本町においては、合併する、しないに関わらず、町の特性を最大限に生かした「個性溢れるたくましいまちづくり」を進めるため、10月より新体制における、これからのまちづくりのビジョン構築に向けて、全町において「地域創造まちづくり懇談会」が開催されます。「未来に羽ばたく、夢と安らぎのあるまちづくり」に向けて、住民福祉の向上に一層のご努力を念願するものです。町執行部はもとより議会においても町の将来を見据えた判断力が求められており、住民の代表である私たち議会に課せられた役割はますます重要になってまいります。住民の信頼と負託に適確に応えるため、一層の研鑽に努めていかなければならないと思っております。

最後になりましたが、朝夕、肌寒さを感じる季節となり、秋もだんだん深まってまいります。議員各位ならびに執行部の皆さんにおかれましては、くれぐれも健康に十分ご留意いただきまして、町政発展のため、ますますご精進いただきますよう、ご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

それでは、これをもちまして、平成20年第3回竜王町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後6時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 寺 島 健 一

議会議員 山 田 義 明

議会議員 山 添 勝 之